

平成 28 年第 4 回定例会

富良野市議会会議録（第 2 号）

平成 28 年 12 月 12 日（月曜日）

平成 28 年第 4 回定例会

富 良 野 市 議 会 会 議 録

平成 28 年 12 月 12 日 (月曜日) 午前 10 時 00 分開議

議事日程 (第 2 号)

日程第 1 議案第 1 号 平成 28 年度富良野市一般会計補正予算 (第 9 号) の訂正について

日程第 2 市政に関する一般質問

- | | |
|-----------|--|
| 岡 野 孝 則 君 | 1. 地域コミュニティ推進について
2. 教育委員会事務事業点検・評価について |
| 黒 岩 岳 雄 君 | 1. JR 根室本線、富良野線の存続について
2. 富良野ワイン事業の進む方向性について |
| 広 瀬 寛 人 君 | 1. 住宅政策について
2. コミュニティビジネスについて
3. 放課後子ども総合プランについて |
| 大 栗 民 江 君 | 1. ごみ行政について
2. 高齢者等の日常生活支援について |
| 宇 治 則 幸 君 | 1. 教育施策の充実について
2. 学校施設の維持管理について |

出席議員 (18 名)

議 長	18 番	北 猛 俊 君	副議長	8 番	天 日 公 子 君
	1 番	大 栗 民 江 君		2 番	宇 治 則 幸 君
	3 番	石 上 孝 雄 君		4 番	萩 原 弘 之 君
	5 番	岡 野 孝 則 君		6 番	今 利 一 君
	7 番	岡 本 俊 君		9 番	日 里 雅 至 君
	10 番	佐 藤 秀 靖 君		11 番	水 間 健 太 君
	12 番	関 野 常 勝 君		13 番	渋谷 正文 君
	14 番	後 藤 英 知 夫 君		15 番	本 間 敏 行 君
	16 番	広 瀬 寛 人 君		17 番	黒 岩 岳 雄 君

欠席議員 (0 名)

説 明 員

市 長 能 登 芳 昭 君 副 市 長 石 井 隆 君

総務部長 若杉勝博君
保健福祉部長 鎌田忠男君
建設水道部長 吉田育夫君
総務課長 高田賢司君
企画振興課長 西野成紀君
教育委員会教育長 近内栄一君
農業委員会会長 東谷正君
監査委員 宇佐見正光君
公平委員会委員長 中島英明君

市民生活部長 長沢和之君
経済部長 原正明君
看護専門学校長 澤田貴美子君
財政課長 柿本敦史君
教育委員会委員長 吉田幸男君
教育委員会教育部長 遠藤和章君
農業委員会事務局長 佐藤正義君
監査委員事務局長 高田敦子君
公平委員会事務局長 高田敦子君
選挙管理委員会事務局長 大内康宏君

事務局出席職員

事務局 長 川崎隆一君
書 記 澤田圭一君

書 記 今井顕一君
書 記 倉本隆司君

午前10時00分 開議
(出席議員数18名)

開 議 宣 告

議長(北猛俊君) これより、本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

議長(北猛俊君) 本日の会議録署名議員には、
日 里 雅 至 君
水 間 健 太 君
を御指名申し上げます。

議 会 運 営 委 員 長 報 告

議長(北猛俊君) 本定例会の運営に関し、議会運営委員会より報告を願います。

議会運営委員長広瀬寛人君。

議会運営委員長(広瀬寛人君) -登壇-

議会運営委員会より、本日委員会を開催し、市長側より提出されました事件の取り扱いについて審議しましたので、その結果を報告いたします。

提出されました事件は、議案第1号、平成28年度富良野市一般会計補正予算第9号の訂正請求でございます。

本件について、本日の日程の中で審議を願うことにしております。

以上、申し上げまして、議会運営委員会からの報告を終わります。

議長(北猛俊君) お諮りいたします。

ただいま議会運営委員長より報告のとおり、本定例会を運営いたしたいと思っております。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(北猛俊君) 御異議なしと認めます。

よって、ただいまお諮りのとおり決しました。

日程第1

議案第1号 平成28年度富良野市一般会計補正
予算(第9号)の訂正について

議長(北猛俊君) 日程第1、議案第1号、平成28年度富良野市一般会計補正予算の訂正についてを議題といたします。

訂正理由の説明を求めます。

副市長石井隆君。

副市長(石井隆君) -登壇-

おはようございます。

議案第1号、平成28年度富良野市一般会計補正予算の訂正について御説明を申し上げます。

本件は、平成28年12月5日に提出いたしました平成28年度富良野市一般会計補正予算第9号において、給与費明細書が不足していたことから、追加するため、訂正を行おうとするものでございます。

以上、御訂正の上、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

議長(北猛俊君) お諮りいたします。

本件について、承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(北猛俊君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第1号の訂正については、承認することに決しました。

日程第2 市政に関する一般質問

議長(北猛俊君) 日程第2、市政に関する一般質問を行います。

質問の順序は、御配付のとおり、順次、行います。

質問は、7名の諸君により14件の通告があります。

質問に当たっては、重複を避け、また、答弁に際しても、簡潔にされるよう御協力をお願い申し上げます。

それでは、ただいまより岡野孝則君の質問を行います。

5番岡野孝則君。

5番(岡野孝則君) -登壇-

おはようございます。

さきの通告に従い、順に質問いたしてまいります。

最初に、地域コミュニティ推進における町内会加入促進についてであります。

全国の自治体において、町内会加入の減少が問題視されてきております。町内会活動においては、住民の自主的参加のもと、町内会が組織され、みずからが住む地域をみずからの手でより住みやすくするため、従前は活発なコミュニティ活動等が取り組まれておりました。

しかし、昨今は、人と人とのつながりが希薄になりがちであります。その原因の一つに、文明の利器であるファクス、メール等の普及により、膝を交えずとも話が通じていくということがあります。現在の文明の利器は、必要最低限、不可決であるということは誰しも否定することではなく、便利そのものであります。そして、市の情報を得る手だてとして市ホームページを閲覧することもでき、その結果、町内会に加入されない世帯もあると聞いております。

隣にどのような方が住んでいるのかもわからない方もおられると、よく聞きます。地域内で発生するごみ分別、ごみステーション、防犯灯負担金でのトラブルはよく聞きます。このようなトラブルを少しでもなくし、地域交

流促進のため、平成27年1月に発刊された町内会加入促進マニュアルが功を奏し、この数年、人口は減少しつつも、町内会加入率は84.4%、5年前から見ると極端に下がっている状況でもなく、町内会加入促進マニュアルの効果もあると思われます。

しかし、福祉施設入居者は除き、いまだ約15%の世帯が未加入であります。明るくトラブル等もない安心して住みよい地域づくりのために、3点質問いたします。

1点目は、約15%の方が入会されていないが、この方々が入会されない理由はどのように分析されているのか。また、入会率向上への対策について。

2点目は、市は集合住宅管理者と入居者へ対して町内会に入会を促すことを呼びかけられておりますが、どの程度の管理者が本趣旨を理解されているのか。また、管理者側から見てどのような課題等があるのか、お聞かせください。

3点目は、町内会未加入世帯は、市からのお知らせ、重要事項等もあると思いますが、どのように閲覧されているのか、伺います。

次に、地域コミュニティ推進の2項目めは、地域コミュニティの現状と今後についてであります。

従前は、地域内での交流、運動会など数多くの交流事業があり、老いも若きも相集い、交流され、地域発展、地域課題等について、お酒の力もかりながら、意見交換の場がありました。最近では、交流を行っている地域も減少傾向で、中でも敬老会実施地域が減ってきていると聞いております。このような事態に陥っていること背景には、個人情報保護等により名簿等の取り出しが困難であったり、児童会などがなくなったことにより、子供と大人の交流が極めて減少傾向にあることも例の一つであると思われます。

年々、減少傾向にある地域交流、富良野市発展に対し、地域創生のためには地域発展が不可欠であります。事業推進には、地域が主体となることは基本原則ですが、今後においては、行政としてコミュニティ活動推進員を通じての地域交流推進策のさらなる提示、しかし、現在、地域から要請が来たときの人的支援などは、コミュニティ活動推進員制度においては困難であることから、新たな推進制度が必要であると思います。

3点について質問いたします。

1点目は、地域内で交流事業が減少傾向にあります。現在、本市として地方創生事業を取り組んでおりますが、子供から大人までの地域交流促進は、地方創生につながるとは思いますけれども、その対策について伺います。

2点目は、コミュニティ活動推進員として、平成27年度において、地域より要請された行動回数、推進員全体会議での課題を共有した回数、そして、推進員が地域に出向き、地域活性につながった対応状況について伺いま

す。

3点目は、現在、地域交流が希薄化しております。従前のような交流の場の復活が望まれます。復活推進に向け、現在のコミュニティ活動推進員制度は堅持をしながら、今後、新たな推進室設置がよいのか、また、部局内に専門職員を置き、地域からの要請に対し、人的支援を置くことがよいのか、行政として、地域を元気にするため、コミュニティ活動推進員と連携をとりながら、一歩踏み出し、地域にアドバイスし、地域とともに行動する支援員が必要と思います。また、実施地域に対し、補助制度確立のための検討が必要と思いますが、市長の見解をお聞かせください。

次に、教育行政、教育委員会事務事業点検・評価、学校第三者評価について質問いたします。

学校第三者評価の意義、定義については、児童生徒がよりよい教育を受けることができるよう、学校や設置者などが、学校の教育活動等の成果を、一定の期間ではなく、絶えず検証していくこと、また、学校運営を改善することを通じて、その教育水準の向上を図ることと同時に、学校運営の質に対する保護者等の関心の高まりに応え、適切に説明責任を果たし、保護者や地域住民から理解と参画を得て、学校、家庭、地域の連携により学校づくりを進めることが期待されております。この評価を積極的に保護者に説明し、そして、公表することが重要と考えます。

本市においても、学校第三者評価は、平成19年度より試行的に取り組み、平成20年度より本格実施されております。評価点数として4を最高点として表記し、実施年度当初は評価点数が2程度であったのが、現在では3.8など、年々向上されてきていることは評価できると考えます。また、いじめZERO（ゼロ）推進条例も制定され、健全な学校運営、健全なる児童生徒の心の環境も推進されております。

今後においても、さらなる向上に向け、2点について質問いたします。

1点目は、年度ごとに数値にて評価されております。しかし、前年度から見て数値が下がっているのも見受けられます。課題解決に向けた対策についてお聞かせください。

2点目は、教育委員会として、評価委員による評価はわかりやすく最良であると思います。今後もなお、知育、徳育、体育の観点からも、学校及び保護者ともに向上に向けた一体感の中で連携が必要と思いますが、その見解について伺います。

以上、1回目の質問を終わります。

議長（北猛俊君） 御答弁を願います。

市長能登芳昭君。

市長（能登芳昭君） -登壇-

おはようございます。

岡野議員の御質問にお答えいたします。

1件目の地域コミュニティ推進についての1点目、町内会加入促進についてであります。

町内会の加入戸数につきましては、広報紙の配付戸数で把握しております。福祉施設への入居者や2世帯住宅で世帯分離をされている世帯なども含め、世帯数は毎年変動しておりますが、おおむね85%の加入率で推移している状況でございます。未加入世帯につきましては、戸建て住宅ではなく、アパートや共同住宅等にお住まいの方が高いものと考えております。

加入促進の取り組みといたしましては、転入・転居者に対し、環境課の窓口におきまして、ごみステーションや防犯灯の維持管理などの町内会の役割、必要性を説明し、町内会加入のお願いをするとともに、転入・転居者の住所、氏名、電話番号を記入する用紙を配付し、同意をいただける方には記入、投函していただき、その情報を転入先の町内会長に提供しているところであります。また、町内会向けに町内会加入促進マニュアルを配付し、町内会加入の参考に活用をいただいているところであります。

次に、アパート等の管理者に町内会の趣旨が理解されているのか、また、管理者側から見た課題についてであります。

アパートやマンションに入居する若年者や単身者の中には、地域とのかかわりに疎遠で、町内会に加入されない実態もございますので、アパートオーナーに入居者への町内会加入や町内会費の徴収について協力を求めている町内会もあるとお聞きしておりますが、なかなか町内会加入には結びつかない状況であります。アパート等の管理会社では、任意加入である町内会加入や町内会費を家賃に含めて徴収することはできない状況もございます。引き続き、町内会加入マニュアルの活用をお願いし、アパートオーナーや管理会社への協力依頼を続けてまいります。

次に、町内会未加入世帯に対する市からのお知らせについてであります。

広報紙等については、市役所など公共施設で備え置き、閲覧していただき、希望者にはお渡しするとともに、市ホームページから閲覧できるようにしております。また、市民の協力が不可欠なごみの分別につきましては、町内会の御協力をいただいて未加入世帯にもごみカレンダーを配付しているところであります。

次に、2点目の地域コミュニティの現状と今後についてであります。

地域での交流推進の対策については、各地域において住民が協働でレクリエーション活動、青少年育成活動、環境整備活動、防犯・防災、交通安全活動などのコミュ

ニティ活動に自主的に取り組まれているところであります。

市といたしましては、これらの活動がさらに活発に推進されるように、各連合町内会単位での取り組みに対して、地域づくり推進事業補助金により活動費へ助成を行っているところであります。

次に、コミュニティ活動推進員の活動状況であります。平成27年度の実績では、32連合町内会中、総会に23カ所出席、さらに役員会に9カ所、各種行事に11カ所出席しているところであります。また、コミュニティ活動推進員の相互の調整を図るため、年1回、コミュニティ活動推進員連絡会議を開催するとともに、連合町内会会長会議や地域懇談会への出席を義務づけ、情報の共有に努めているところであります。

次に、地域コミュニティの活性化のための各地域での交流の場の復活に向けた人的支援、補助金制度の検討についてであります。

地域づくり推進補助制度を活用していただくように周知するとともに、地域での新たな取り組みに対しましては、地域からの要請に応じて、ことし4月から組織改革により新たに設置した市民協働課と各地域の担当とコミュニティ活動推進員が連携して支援をしております。

以上であります。

議長（北猛俊君） 続いて、学校教育について御答弁願います。

教育委員会教育長近内栄一君。

教育委員会教育長（近内栄一君） -登壇-

おはようございます。

岡野議員の御質問にお答えいたします。

学校第三者評価についてであります。

学校運営に関し、外部の専門家等による評価として、平成23年度から教育行政評価委員により実施しております。

評価の方法は、学校評価ガイドラインに基づく4項目、25観点に対する各学校での自己評価を受け、教育行政評価委員会において、学校関係者評価結果等を参考にしながら意見交換を行い、学校第三者評価として公表しているところであります。

第三者評価の実施により、毎年、各学校の目標の設定と取り組みが明らかになるとともに、評価を活用したPDCAサイクルにより、年々、学校運営や教育課程などについて改善が図られてきていると認識しているところであります。自己評価の評価項目によっては、平均評価値が前年度を下回っている場合もありますが、各項目の取り組み等に対し、評価委員からの意見をまとめていますので、次年度の取り組みや改善点に反映して、よりよい実践となるよう努めているところであります。

教育委員会といたしましては、各学校の自己評価に示

された課題に向けた取り組み状況や学校運営の状況を十分に把握し、状況や必要性を踏まえて条件整備に努めるとともに、第三者評価でいただいたさまざまな意見をもとに、今後とも適切な支援や助言に努めてまいります。

次に、学校及び保護者との連携についてであります。

保護者や地域の住民から評価をいただく学校関係者評価において今後の改善方策を協議し、その結果を評価結果とともに全保護者に対して公表してまいりました。さらに、子供たちの教育とよりよい学校運営に向け、各学校において、学校関係者評価結果を活用しながら、PTAを初めとする保護者との連携に努めるとともに、教育委員会との連携により、家庭での教育の重要性についても啓発してきたところであります。

未来を担う子供たちにとって、学校と家庭はもとより、地域との連携も重要でありますので、教育委員会では、いままでも、学社融合推進事業や学校支援地域本部事業などを通じ、学校、家庭、地域の連携強化に努めてきたところであります。さらに、平成29年度より、保護者や地域住民が一定の責任を持って学校運営に参画する仕組みである学校運営協議会制度、コミュニティ・スクールの導入に向けて現在準備を進めているところであり、今後、全小・中学校が地域とともにある学校への転換を図り、保護者や地域住民とのより一層の連携、協働によって子供たちを育ててまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（北猛俊君） 再質問ございますか。

5番岡野孝則君。

5番（岡野孝則君） では、再質問させていただきます。

最初に、町内会加入促進についてであります。

昨年、私は、ある住民の方といろいろなお話をさせていただいたときに、加入に関することで大変残念なことがありました。その方は町内会に加入をされていなかった方ですが、岡野さん、自分の町内会加入はどうかだろうかとということで市の職員に問い合わせたのだそうです。そのとき、市の職員は、加入されなくても何の不都合もありませんよという一言で終わってしまった。それによって、その世帯主の方は、そうであれば加入しないでいいのだなということで加入していないということでした。そのとき、職員の言葉がちょっと足りなかったのだと思いますが、私は、言葉を継ぎ足して、地域の皆さん方が交わるためには、いろいろなことで負担していただくことが必要で、ぜひ加入していただきたいというふうにお知らせさせていただきました。やはり、加入促進に対しては、職員のふだんからの一つ一つの積み重ねが大切なのかなというふうに思いました。

そこで、質問に入りたいと思います。

今回、町内会未加入の住民の皆さん方とお話をさせて

いただきました。ここに町内会加入促進マニュアルという資料がありますが、未加入世帯の皆さん方というのは、これを持っていないのです。町内会に入っていた方、そして町内会長、連合会長はこれを持っていますが、未加入世帯の方は見たこともありませんということなのです。そこで、私は、この中に書いてあるように、防犯灯やごみステーションについては、やはり皆さん方に町内会に入っていて、会費による負担の中で始まっているのだということをお知らせさせていただきました。未加入世帯の中には、ごみステーションなどは全て市が負担していると思っている方もおられるように私は聞きました。

そこで、今後、未加入世帯に対して、負担額も発生することのしっかりとした周知をどのようにされていくのか、お尋ねさせていただきます。

議長（北猛俊君） 御答弁願います。

市民生活部長長沢和之君。

市民生活部長（長沢和之君） 岡野議員の再質問にお答えします。

まず、冒頭にございました職員の回答でございますが、職員につきましては、地域においては町内会の一会員となるべきでございます。そういったことを認識して、当然、そういった御質問に対しては加入すべき必要性をきちんと説明するように今後とも周知していきたいと思っております。

また、未加入者への町内会の必要性の周知につきましては、最初にお答えしましたが、まず、転入・転居時にごみの関係での説明がございますので、環境課のほうで町内会の必要性についても十分に御説明させていただいております。その中で、加入いただけるという方には町内会長の御住所等をお知らせするような形で、今後とも重要性について説明してまいりたいと考えております。

また、ごみ収集や防犯灯について町内会が負担していることにつきましても、先ほど申しました環境課の窓口において説明しておりますので、継続して説明してまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長（北猛俊君） 5番岡野孝則君。

5番（岡野孝則君） いま、部長から答弁をいただきました。

転入者に対しては、窓口においてそういう形で全部説明して、町内会長にお名前を提示していいのですかというふうにされております。ただ、ずっと富良野市に住まわれている方で加入されていない世帯も、中には結構おられるということなのです。市長の答弁にもありましたが、戸建て住宅ではなくて、アパートとか集合住宅に入っておられる方です。転入された方への対策はできているけれども、ずっと富良野に住まわれている未加入者に対し

てはどのような対策をとるのだということを聞いているので、その点を御答弁願います。

議長（北猛俊君） 御答弁願います。

市民生活部長長沢和之君。

市民生活部長（長沢和之君） 御質問にお答えいたします。

最初にお答えしたのは、転入及び転居というタイミングでの啓発でございますが、既にお住まいの方に対して、再度、町内会の必要性をお知らせすることにつきましては、ごみのリサイクルや地域活動といったことでの活動、また、市の広報またはホームページなどを通して、随時、啓発していく形で行っております。

以上でございます。

議長（北猛俊君） 補足答弁願います。

市長能登芳昭君。

市長（能登芳昭君） 岡野議員の再質問に対する部長答弁に、私のほうから補完的に御説明を申し上げたいと思います。

この問題は、いま始まった問題ではなく、過去からそういう状況です。昨今、富良野市内では古いアパートから新しいアパートに随分かわってきております。そういう状況ですから、若い人はいいところへどんどんかわっていきまして、ひどい人になると1年か2年でまた転居していくという実態が現実にあるわけです。私は、富良野に転入してきた方については十分に説明できていると思っています。ただし、未加入のまま新しいマンションに移る人は、そういうことが頭になくて転居していくものですから、町内会役員の方もどういう人がこのマンションに入っているかわからないのが実態でありまして、これは、個人情報保護法で守られていることが一つの大きなネックになっております。私も過去に御答弁させていただいておりますが、マンションの管理者に対して、担当からそういう状況について常に申し入れをしておりますけれども、なかなか励行できないという現実がございます。

ただ、いま御質問を受けた状況がございますから、今後、それぞれのマンションの管理者に対して十分な指導をさらに強めていく必要がある、このように考えております。毎日ではできませんが、年に何回かは、マンションの所有者または経営者に対してお願いという形で進めていく必要がある、このように考えております。いま、マンションを移る状況がかなり進んでいるような感じを受けておりますから、そういう状況を察知する中でできるだけ指導を強めてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

議長（北猛俊君） 5番岡野孝則君。

5番（岡野孝則君） アパート管理者に対しては、ぜひそんな形の中で行政として行動していただければと思

います。

いま、私も議会として、議会報告会を市内15カ所で行っております。やはり、ごみ分別というのに対して、かなりの件数で未加入者のいろいろなトラブルがあるというふうに各地域で多く聞かされております。それを解決するには、当然、地域の町内会長を中心としてやっていくことが前提なのだと思います。その中で、行政としてどうするのだというときに、いま、市長の答弁では、アパート管理者の方々に対して、今後もなお強固をお願いしていくということはわかりました。

そこで、自分としては、福祉施設に入っておられる200世帯を引いても約1,500世帯の方が未加入なので、やはり、アパート、戸建て住宅も含めて、未加入世帯に対し、行政として、加入はあくまでも任意ですが、町内会に加入いただけませんかという行動がとれないのかどうか。例えば、保健福祉部だったら特定健診を受けていない方は受けてくださいというはがきを出すなど、皆さん方にいろいろな形で通知しております。いま、町内会長は大変努力をされておりますから、1年に一遍、2年に一遍でもいいので、できれば案内のはがきや通知文書を通して啓発するなど、そういう方々に対して、町内会長とともに職員も努力することができないのか、その点についてお尋ねさせていただきます。

議長（北猛俊君） 御答弁願います。

市長能登芳昭君。

市長（能登芳昭君） 岡野議員の再々質問にお答えさせていただきます。

原則的には、町内会は任意団体でございますから、行政の指導を強制的にやるわけにはいかないのが現状であります。

町内会のあり方というのは、先ほどの御質問にありましたように、町内会に住んでいる方々が町内で行う人的交流などを通してそれぞれの信頼関係を構築する、あるいは、困ったときに近隣の人たちの協力を得るような組織として戦後に町内会ができていくわけでありまして、そういう中で、どう形をつくるかといったときに、人的な問題として人の交流というのがなかなかみ合わないところがございます。例えば、永住する人が1町内会で50%いる町内会もあれば、20%の町内会もございまして、市街地の町内会でも合わせて十二、三戸しかない町内会があったり、しかも高齢であるという実態もございまして、ですから、町内会の再編成を含めた中でこれから総合的なものを考えていかないと、御質問をいただいているような町内会活動の状況を解決することはなかなか難しいと私は思うのです。そういう中で、いま、組織の再編とか、町内会の戸数については50戸のところと20戸のところを合併することが喫緊の課題となっており、これからの取り組みの一つになるのではないかとこの考え方を持っ

ております。そういう意味で、これからの町内会活動の中で、再編を含めたコミュニティ活動推進員の活用については、行政として積極的にできる状況もあるのではないかというふうには私は考えております。

そういうことを考えますと、いま受けた御質問については、個々に指導するのではなく、やはり、町内会を一つの大きな母体的なものに再編するという大義の中で、町内会を単位とした粘り強い相互の推進を行政として担っていく状況づくりが必要ではないか、このように考えているところであります。

以上であります。

議長（北猛俊君） 5番岡野孝則君。

5番（岡野孝則君） 御答弁いただきましたが、やはり、これから再編していきながらということは自分も理解するところです。

そこで、先ほども言いましたが、加入世帯にはこれが全部行くのですね。それに対し、未加入世帯については、市のホームページの閲覧は自由にできると思いますけれども、行政にごみ分別などのいろいろな資料をとりに来る世帯がどの程度あるのか、その点をお答えいただきたいと思います。

議長（北猛俊君） 暫時休憩いたします。

午前10時42分 休憩

午前10時44分 開議

議長（北猛俊君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩前の岡野孝則君の質問に御答弁願います。

市民生活部長長沢和之君。

市民生活部長（長沢和之君） 御質問にお答えします。

まず、先に御確認ですが、町内会の加入促進マニュアルについてでございますけれども、この配付対象者は町内会長及び連合町内会長でございます。

2番目に、広報誌につきましては、いま、町内会を通して配付しておりますが、未加入の方につきましては、市のロビー及び文化会館に配置しております、実際にそこにとりに来られる方は大体40部から50部となっております。

以上でございます。

議長（北猛俊君） 5番岡野孝則君。

5番（岡野孝則君） これについては、当然、連合町内会長、町内会長になるかと思えます。私先ほど言いたかった広報紙などの大切な書類について、文化会館や市にとりに来るのは40世帯から50世帯ということがわかりました。ただ、福祉施設に入所されている方以外に15%だとすると1,500世帯あるのです。いま40世帯から50世帯と言ったので、残りは1,450世帯あります。こういう方々

に対して、今後、いろいろ大切な資料をどういうふう配付していくのか、もう一度聞かせていただきます。

議長（北猛俊君） 御答弁願います。

市長能登芳昭君。

市長（能登芳昭君） 岡野議員の再々質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

いま、特に保健福祉部の幼児の健診を含めて、全部それぞれの部局によって個々に周知を徹底しております。しからば、町内会を通してやるものは何かとなりますと、月間における市の行事の報告、あるいは、議会で決まった事業の状況報告など、広報的なものが主なものであります。個々の対象のものについては、現実的にはそれぞれ各部で個人に通知している状況でございます。

いま、岡野議員が強調されている1,500世帯という中でも、施設ばかりでなく、家庭においても、高齢になって町内会活動に参加できない方がたくさんいらっしゃる現状です。もちろん、地元にお子さんがいらっしゃる世帯もたくさんございますから、そういう人たちにも御協力を願ってやるような方法もこれからふやしていかなければなりません。そうした世帯がだんだんふえていきますから、行政が個々に対して全部対応するのは現状ではなかなか難しいと判断いたしております。

また、いま、町内会におきまして、役員になる方がいないという現状がありまして、長くて二、三年、短いところでは1年交代で町内会の役員がかわっているという実態もございます。ですから、これからは、行政と一致協力できる形の中で啓蒙・啓発できるような状況づくりが喫緊の課題だと私は思います。現実に高齢化になってきている状況を考えてみたときに、5年前、10年前と同じようなやり方では、御質問にあったような状況づくりができないということは私どもも認識しております。これらの問題については、町内会ばかりでなく、それに類する状況も把握しなければ、次の行動を起こせないということにもつながってまいりますので、そういったことを喫緊の課題として取り組んでいく必要がある、私はこのように考えております。

議長（北猛俊君） 5番岡野孝則君。

5番（岡野孝則君） 町内会加入促進というのは、もう永遠のテーマなのだと思います。いま、市長と部長から答弁いただきました。加入促進のためにしっかり行動をいただければというふう切に思えます。

次に、地域内交流推進に行きたいと思えます。

昨年、ある連合町内会長とお話をさせていただいたときに、コミュニティ活動推進員制度というのはどういう内容なのですかと聞かれました。コミュニティ活動推進員制度というのは、地域の中はかなり定着しているのですが、その意義と役割はまだまだ普及されていないと思うようなことが多々見受けられます。やはり、コミュニ

ティ活動推進員制度の意義と役割の周知については、連合町内会長会議の中でまだまだ必要なのかなというふうに思いますが、その点について今後の対策をお聞かせいただきたいと思います。

議長（北猛俊君） 御答弁願います。

市民生活部長長沢和之君。

市民生活部長（長沢和之君） コミュニティ活動推進員の活動内容についての周知ということで御質問をいただきました。

年2回、連合町内会長会議を行ってございます。当然、会長が交代でかわられる連合町内会もでございます。そういった中で、コミュニティ活動推進員の活動内容については、文言で御説明するだけでなく、具体的にどのような活動事例があるかというような内容の説明資料もつくっておりますので、今後とも、毎年1回目の会合のときに活動の具体例を紹介しながら御説明していきたいと考えております。

以上でございます。

議長（北猛俊君） 5番岡野孝則君。

5番（岡野孝則君） そうして活動をしていくという答弁でした。

そこで、平成27年度のコミュニティ活動推進員制度の中で、活発に行動されている連合町内会がある反面、案内がなければ推進員も出向けないというのがいまの形ですから、全く案内のない連合町内会というのは何カ所あるのか、お答えいただきたいと思います。

議長（北猛俊君） 御答弁願います。

市民生活部長長沢和之君。

市民生活部長（長沢和之君） 再質問にお答えいたします。

全連合町内会からの出席依頼がないところが9カ所ございます。

以上でございます。

議長（北猛俊君） 5番岡野孝則君。

5番（岡野孝則君） いま、全くオファーがないところが9カ所と御答弁いただきました。

やはり、かなりの年月がたっている中で、この制度がそういう実態になっているというのは、私は大変残念に思います。このことについては、今後もまた幾度となく周知活動を続けていただければと思います。

そこで、地域コミュニティー、地域内の交流推進という本論に入るのですが、私の1回目の質問の中でも申し上げましたように、敬老会がだんだん減少傾向にある、地域の運動会が減少傾向にあります。しかし、地域防災組織もそうですが、皆さん方の顔合わせがないとやはりこういう連合体はつくれないのです。そういう中で、いま、月に2回、広報紙発行に対して市の職員が連合町内会長、町内会長に資料を配付しています。その目的とい

うのは、やはり町内会長とお話して、要望や課題があったら持って帰るということで、これは数年前から実施されています。そこで、自分としては、そういう機会に、コミュニティ活動推進員や広報紙を配付する職員の皆さん方が、まだまだ地域交流を推進していただきたいというようなお願いの文書を配るとか言葉をかけられないのかどうか、その点についてお尋ねいたします。

議長（北猛俊君） 御答弁願います。

市民生活部長長沢和之君。

市民生活部長（長沢和之君） 御質問にお答えいたします。

まず、コミュニティ活動推進員につきましては、総会や役員会、また地域の行事に出席させていただいております。ただ、先ほどお答えしたように、9カ所につきましてはそのような御案内をいただけませんので、なかなかやりとりができていない状況でございます。そういう中で、コミュニティ活動推進員につきましては、そういった出席の機会を通して、その際に改めて自分たちの役割を皆さんに御説明しております。また、広報紙の配付職員につきましては、職員の対応によって配っておられるといったケースもございますが、町内会長に対して、何か問題があれば職員を通して提起していただくように、こちらのほうも何かございませぬかと呼びかけるような形で対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（北猛俊君） 5番岡野孝則君。

5番（岡野孝則君） ぜひ、そんな形でお願いできればと思います。

先ほど市長の答弁にもありましたが、地域交流を推進するために、地域の指導者というか、先頭に立っていただく方が年々減少しているというようなお話もありました。そうなったときに、これからは交流促進のための地域での人材育成がなおさら必要になるのかなという気がしますが、人材育成に対してどのようなお考えがあるのか、お聞かせをいただきたいと思います。

議長（北猛俊君） 御答弁願います。

市長能登芳昭君。

市長（能登芳昭君） 岡野議員の再質問にお答えしたいと思います。

町内会活動等の人材育成をどのようにするのかという御質問の趣旨だと思います。

町内会活動の中では、当然、社会福祉協議会も町内会と結びついておりまして、社会福祉協議会の役員の方々は、それぞれの町内を単位として出ておりますが、いま、少子高齢化の時代の中で、そういう課題の取り組みに能力を持っていらっしゃる方がたくさんいる地域、いない地域というようにいろいろな状況があります。人材というのは満遍なく育成されるのが最高の状況だと感じます

けれども、みずからの生活が大きな基盤となっている中で、そこまで人のために何かをする余裕がないというのが現在の状況だというふうに私は認識しております。ですから、そういう方々を育てるということであれば、やはり、行政で育てるよりも、社会福祉協議会とかその他の機関に参画していただいた中で、みずから磨いていただく状況づくりが必要ではないか、このように考えております。

そういう中で、行政もかわりがある問題については、例えば、地域懇談会を毎年15カ所続けてきておりまして、一昨年ぐらいからは課題を決めてやっております。そこで、その課題にそれぞれの地域における人づくりという課題も含めて、いま御質問を受けたからやるということではなく、必要性は私も認識しておりますから、来年度の地域懇談会からそうした問題を少し論議していただくような状況づくりをしていきたい、このように考えているところです。

議長（北猛俊君） 5番岡野孝則君。

5番（岡野孝則君） 先ほどからずっと答弁を聞かせていただいている中で、地域での交流事業が年々減少傾向にあります。そこで、行政のほうからも、地域に対して、これから自主的に交流事業を復活していただきたいというような要請活動はできるのだと思います。それをすると、ことし4月から市民生活部というのが開設されましたが、その中に、コミュニティ活動推進員ではなくて、地域に入っているいろいろなことを指導して、ともに一つのものを成功させようという専門職を配置して運営しているという市長の答弁がありましたけれども、私もそういうふうに理解してよろしいですか。

議長（北猛俊君） 御答弁願います。

市長能登芳昭君。

市長（能登芳昭君） 4月からコミュニティ活動推進員の人員を増加するということはお話をさせていただいております。

いま御質問がありましたコミュニティ活動推進員の役割というのは、先ほど部長からもお話しさせていただきましたけれども、町内会の活動を指導するというよりも支援していくのが理想であろうと私は考えております。なぜ指導ではなく支援なのかといいますと、そうでないと自主的なものが全部なくなってしまうのです。行政にお願いすれば行政が全部やってくれる、こういう状況になると地域には発展性が起きなくなります。

ですから、指導というよりも支援するというのは、下支えをするということですから、連合町内会の役員の方々とそれぞれ御相談をして、お話をすることで、知識を得るもの、あるいは、持ち帰ってそれぞれの部で検討してお答えするもの、こういったものが現実的な問題として出てくるはずなのです。そういう形での下支えの支援をす

るとというのが、いま配置している職員のあり方であって、私はそういう感じの中で行っております。

もう一つは、コミュニティ活動推進員の個々の物の考え方だということにも認識しております。いま御質問を受けましたが、九つの連合町内会でまだ招致がないからコミュニティ活動推進員が行けない体制になっております。行けないというのは、どういう理由で行けないのか。こういったこともけんか腰でやる必要性はありませんから、下支えをするために、どういう形がこの連合町内会に合うのか、そういったことを検討しながら、双方が納得できる中で行っていく必要がある、私はこのように考えているところであります。

以上であります。

議長（北猛俊君） 5番岡野孝則君。

5番（岡野孝則君） 地域交流については、やはり、さまざまな形の中で各連合体でも努力をいただければと思います。

次に、教育行政に行きたいと思っております。

第三者評価ということで、これは長年やっております。特に、1回目の質問の中でも、平成26年度から27年度にかけて3.8点だったのが3.6点になったり、やはり減少が見受けられるのです。特に、私が一番気になっているのは、80ページにも書いてあるのですが、安全管理の危機管理マニュアルの中で評価委員の意見が4点ありました。1点目は、社会の変化に対応した危機管理マニュアルの点検、見直しが必要であるというのですが、見直しとはどういうことなのだろうか。2点目に、危機管理に係る実践ということで、あらゆる事案を想定した訓練、教育が必要である。3点目に、危機管理に係る実践を想定した訓練は定期的に行うべきである。最後に、4点目は、地域の方々にも児童生徒の見守りのために情報や協力も必要であるということでした。

見直すべきであるとか、事案を想定した訓練が必要であるということですが、いままで私が危機管理マニュアルについて質問したときに、訓練はいまも十分にしているし、今後もしていくという答弁がありましたので、今回の評価委員の意見に対して、今後の持ち方について御答弁いただければと思います。

議長（北猛俊君） 御答弁願います。

教育委員会教育長近内栄一君。

教育委員会教育長（近内栄一君） 岡野議員の再質問にお答えいたします。

危機管理マニュアルの見直しについてということでございます。

いま、市内の小・中学校においては、学校安全計画に基づきまして、危機管理マニュアルを全ての小・中学校で策定しております。そしてまた、毎年見直しをして教育委員会に提出して確認しているところであります。

そういった中で、岡野議員の御質問の中でも、特に社会情勢の変化に十分対応するようというふうなお話でございました。実は、こういったことにつきましては、学校第三者評価の委員の中でも共通認識を持ちながら御意見をいただいております。委員の中から出てきているのは、危機については未然防止が必要であり、そして、事が起こったときには迅速な対応が必要であるということ、この4項目について、あえて前向きな形で意見を述べていただいているというふうに認識しております。

各学校においては、社会情勢、地域の状況がどんどん変わっている中で、従来の火災や地震、風水害だけではなく、最近であればいじめ、ネット問題といった課題があります。そして、都市部では不審者の侵入、また食物アレルギーとか、地域によってはヒグマ出没対策といったことまで盛り込んでいる学校もございまして、考えられるありとあらゆる危機に対する内容を盛り込む必要がございます。そして、それぞれの学校が危機管理マニュアルを策定し、それを遂行する中で、まずは教育委員会でその内容について共通認識を持ちながら、毎年、複数回、それぞれの地域の状況に合った定期的な避難訓練や、特に都市部における不審者対策についても実際に想定しながら訓練を行っております。なおかつ、これをしっかりと進めていくためには、地域住民の皆さんの御理解と協力も必要であると考えておりますので、先ほど答弁させていただいたとおり、今後も地域とともにある学校づくりの中で危機管理対策を推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（北猛俊君） 以上で、岡野孝則君の質問は終了いたしました。

ここで、午前11時15分まで休憩いたします。

午前11時08分 休憩

午前11時14分 開議

議長（北猛俊君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩前の議事を続行いたします。

次に、黒岩岳雄君の質問を行います。

17番黒岩岳雄君。

17番（黒岩岳雄君） -登壇-

通告に基づき、質問をいたします。

1件目は、JR根室本線、富良野線存続について、路線存続に向けた施策について伺います。

JR北海道は、平成28年11月18日、JR単独では維持困難な線区として10路線、13区間のリストを公表しました。本市と直接関係がある区間として、根室本線の滝川 - 富良野区間は、輸送密度488人、営業係数1,010円、営

業赤字11.8億円、富良野 - 新得区間は、輸送密度152人、営業係数1,854円、営業赤字9.8億円、富良野線の旭川 - 富良野区間は、輸送密度1,477人、営業係数363円、営業赤字9.6億円の3区間が含まれております。

JR北海道は、輸送密度200人未満を廃止し、バス転換を提案、輸送密度200人以上2,000人未満は、上下分離方式を軸に協議に入りたい要望です。

鉄道の存廃は、市民生活、地域経済に大きな影響を及ぼします。路線存続に向け、JR利用促進について、JR利用者の利便性の向上について、富良野農業を支える貨物路線の重要性について及び各沿線の関係自治体との連携強化などについて、以下、5点伺います。

(1) JR利用の観光企画商品の造成について伺います。

現在、日本でも、サイクリングブームとなり、多くの人たちが自転車を楽しんでおります。一方、海外では、日本以上にサイクリングを楽しむ人たちがおります。特にアジア圏においては、チャーター便で訪問し、異国の地を楽しむツアーなどが企画されております。富良野線に自転車を乗せられるサイクルトレインを運行し、美瑛・富良野エリアを列車利用でのサイクリングを楽しむ企画の要望がトップセールス時にあったと聞いております。また、区間限定利用として、ガイドつきで車窓より風景をゆっくり楽しむ列車の運行など、JR利用増進について伺います。

(2) 外国人観光客のジャパン・レール・パス利用促進について伺います。

JR6社では、海外から日本を訪れる外国人旅行者に対し、ジャパン・レール・パスを販売しております。出国前に、JR指定販売店または代理店で事前に引きかえ証を買い求め、日本についてから引きかえています。

JRでは、平成29年3月8日から平成30年3月31日の約1年間、ジャパン・レール・パスの日本国内での試験発売をすると発表しました。来日してから求めることができ、利便性が増します。JRを利用して日本全国への旅行を楽しむことが可能です。鉄道がつながっていれば、今後も富良野圏域へのJR利用客が見込めます。トップセールス時、また、企画商品造成においても、移動手段としてのJR、ジャパン・レール・パスを利用した富良野訪問をPRすべきと思いますが、見解を伺います。

(3) 富良野駅のバリアフリー化に、ふるさと納税の施策について。

平成28年9月30日、衆議院予算委員会にて以下のようなやりとりがありました。鉄道駅のエレベーター設置についての質問です。1日当たり駅利用者数が3,000人以上の基準があったとしても、結節点や特急が停車するような駅には整備をしてほしい。答弁として、石井国土交通大臣より、利用者が1日当たり3,000人以上の全駅にエレ

ベーター設置をすることに優先的に取り組んでいる。3,000人未満でも、公共施設や病院などが周辺にある駅、観光拠点の駅はバリアフリー化の必要性が高い、地域の実情に鑑み、高齢者、障がい者らの利用の実態などを踏まえ、可能な限りバリアフリー化をする。このような背景の中、3,000人とらわれずにバリアフリー化を進めることで利便性が高まり、利用増にもつながると考えます。

バリアフリー化には、現状で3基のエレベーターが必要になります。資金も必要であります。そこで、ふるさと納税制度を活用して資金に充てるという施策、考え方について伺います。

(4) 富良野農業を支える貨物輸送の重要性の認識について伺います。

富良野市の基幹産業である農業は、国内の食料自給率維持に貢献しており、今後も日本の食料基地として、その役割が期待されております。良質な農産物の生産のため、国は、各種の支援策を設けるなど、農業者は、鋭意努力のもと、高品質の農産物を生産し、富良野ブランドとしての価値を高めております。

現在、収穫後の農産物は、JR貨物が首都圏等の消費地への輸送を担い、食を賄う体制ができております。輸送の主力はJR貨物が主体となり、年間約8万トンを輸送しております。滝川 - 富良野間の鉄路が廃路となれば、収穫期における代替輸送の対応は難しいと聞いております。農産物の輸送において消費地に届く条件が悪くなれば、富良野農業はどうなるのでしょうか。富良野農業を維持するためには、国の介入による鉄路の下支えが必要と考えます。食料基地の維持と生産物の輸送は、国策として対応すべきことと考えます。富良野農業を支える貨物輸送の重要性の認識について伺います。

(5) 各沿線の関係自治体10市町村との連携による具体案の作成について伺います。

JR単独で維持困難な路線としてリストアップされた本市と関係する3区間、まず、富良野 - 新得区間の1市2町は、輸送密度が200人未満で、JRはバス転換を協議するとの意思です。また、滝川 - 富良野区間は4市、旭川 - 富良野区間は2市3町で、輸送密度200人以上2,000人未満として上下分離方式を軸に協議するとの意向のようです。各区間の課題が異なることはあると思いますが、3区間全てに関係する自治体は富良野市だけです。富良野市が主体となって、各区間の協議あるいは全体の協議を重ねるなど、関連する全10市町村のリーダーとして取り組むべきと思いますが、見解を伺います。

2件目は、ふらのワイン事業の進む方向性について、ふらのワイン事業の今後の取り組みについて伺います。

現在、道内のワイナリーは、9月末現在で31軒あるとのこと。10年前は13軒ですから、2.4倍と急激にふえています。このような背景は、寒冷地の気象条件を生

かして高品質の欧州系ブドウ品種の栽培が広がったことにより、海外などで修業を積んだつくり手が続々と道内に集結し、ブドウ栽培から醸造まで一貫して手がける本格的なワインづくりが主流となったからとのこと。近々、富良野沿線にも2軒のワイナリーがふえるとの情報もあります。

一方、ふらのワインの原点ともなるブドウ栽培に取り組んだ理由は、比較的低位農業生産地帯の補完作物や、農家の自立経営目標として稲作転換事業の一環としての考え方からとのこと。昭和47年4月に富良野市ぶどう果樹研究所が設立され、昭和52年2月に自然休養村事業農産物処理加工施設としてワイン工場及び事務所が竣工し、約40年経過しております。道内のワイナリーの事情、消費者のニーズ、気象の変化、ブドウ生産農家の今後も含めて、取り組み、考え方について4点伺います。

(1) ふらのワイン事業の進む方向性と取り組みについて。

道内の老舗ワイナリーとしてふらのワインの売りは何か、今後、存在感をどう示し、ワイン事業を進めていくのか、伺います。

(2) 原料であるブドウ農家の現状と将来性について伺います。

ふらのワインは30万本、果汁は10万本生産していくと聞いておりますが、現在の農家戸数で維持できるのか、農家減になった場合、直営農場として対応していくのか、伺います。

(3) 沿線の新規参入事業者との関係について伺います。

新たに2軒のワイナリーが富良野沿線に進出すること、既に用地を取得したり、当市山部地区でブドウ栽培に着手しており、数年後には開業する運びと推測するところですが、この進出についてどう考えるか、伺います。

(4) 国道237号は花人街道としてPRしております。新たに、仮称ワインロードとしての相互セールス、相互集客などシナジー効果について伺います。

沿線ワイナリーが開業することになる数年後に、国道237号を仮称ワインロード、ワインツーリズムとして通年の観光資源と考えますが、先駆者としてのふらのワインはどのような特色を出して進めることがよいか、伺います。

以上で、1回目の質問を終わります。

議長(北猛俊君) 御答弁を願います。

市長能登芳昭君。

市長(能登芳昭君) - 登壇 -

黒岩議員の御質問にお答えいたします。

1件目のJR根室本線、富良野線の存続に関して、路線存続に向けた施策についてであります。

去る11月18日、ＪＲ北海道は、単独では維持することが困難な線区として13線区を公表いたしました。この線区には、富良野駅を発着駅とする根室本線、富良野線が含まれておりますが、ＪＲ北海道からは、11月21日及び12月5日に、これらの線区について今後地域と相談を開始したいとの説明があったところであります。

根室本線及び富良野線は、通学、通院、通勤など交通弱者にとって欠くことのできない交通手段でありますので、市といたしましては、地域住民の足を確保するため、路線存続に向けて関係自治体との協議の場を設けるとともに、交通体系のあり方について、北海道が主体性を持って取り組むこと、さらに、国としての鉄道の考え方を明確にするよう強く求めながら、北海道が設置した地域公共交通検討会議、鉄道ネットワークワーキングチームの議論を注視してまいりたい、このように考えているところであります。

また、富良野地域には、海外からも多くの観光客がＪＲを利用して訪れることから、ＪＲの存続が必要であります。観光による利用促進に向けた具体的な取り組みとしてのサイクリング・トレインについては、ＪＲ北海道と協議をした結果、自転車搬入、搬出するスタッフの配置や、列車内に自転車を固定するための整備、ＪＲ富良野駅の階段の問題等により導入が見送られた経過があります。

しかし、平成28年度の特急フラノラベンダーエクスプレスや富良野・美瑛ノロッコ号の乗車実績は前年対比で増加していることから、外国人を含めた観光による利用拡大を図るための方策について、今後さらにＪＲ北海道と協議してまいりたい、このように考えているところであります。

次に、外国人観光客のジャパン・レール・パスの利用促進についてであります。

このパスは、海外のＪＲ指定の販売店などで引きかえ証を購入し、日本国内でパスと交換しなければならなかったものが、平成29年3月から試験的に国内の主要なＪＲ駅などで直接購入することが可能となります。今後も増加が予想される外国人観光客が訪日してからパスを購入する機会が拡大することは、ＪＲを利用して富良野地域に足を運ぶ可能性も高くなると考えますので、海外トップセールスを初めとした各種観光プロモーションなどを通じて、ＪＲ北海道と連携をしながら、道内の周遊に便利なジャパン・レール・パスのＰＲを進めてまいりたい、このように考えているところであります。

次に、富良野駅バリアフリー化とふるさと納税についてであります。

バリアフリー化については、根室本線対策協議会の要請活動において、毎年、ＪＲ北海道にエレベーター設置を要請しておりますが、エレベーター設置は、1日の乗

降客利用者3,000人以上の駅を優先的に整備するとの回答であり、実現には至っていないところであります。

しかし、本年9月30日の第192回国会、衆議院予算委員会において、石井国土交通大臣は、利用者数が3,000人未満であっても、公共施設や病院、福祉施設などが周辺に所在する駅や観光の拠点の駅については、3,000人以上の駅と同様にバリアフリー化の必要性が高いと考えており、地域の実情に鑑み、高齢者、障がい者等の利用の実態等を踏まえて可能な限りバリアフリー化にしたいと答弁しているところであります。こうした国の動向も注視しながら、観光の拠点であり、地域センター病院に近接している富良野駅のバリアフリー化をＪＲ北海道へ強く要請してまいります。

また、ＪＲ北海道からは、伊達紋別駅における連絡通路と自由通路を併用したエレベーター開発及び実証実験のお話も聞いておりますので、この動向も注視してまいります。

これらのことから、富良野駅でのエレベーター実現の可能性が見通せない状況でありますので、現段階ではふるさと納税活用の考えはございません。

次に、貨物輸送の重要性についてであります。

富良野駅の貨物取扱量は、昨年度で9万310トンであり、仮に貨物輸送からトレーラー輸送に切りかえた場合、農作物の輸送コストは2割も上昇すると言われており、貨物輸送は本市地域経済にとって必要不可欠なインフラであると認識をしております。そのため、本年10月5日には、北海道市長会副会長として、国土交通省鉄道局や道内選出国会議員に対し、北海道が日本最大の食料基地として本州への食料輸送を担う鉄道の重要性について強く要請をしてきているところであります。

次に、関係自治体の連携であります。富良野駅は、ＪＲ北海道から示された単独では維持することが困難な三つの線区の結節点であることから、本市の果たすべき役割は非常に大きいものと認識をしております。

富良野線につきましては、新たな協議会の設置に向けて話し合いを始めたところであり、既に設置されている根室本線対策協議会とあわせ、沿線自治体が常に連携をとりながら、ともに行動していく考えであります。さらに、北海道が設置した地域公共交通検討会議の作業部会、鉄道ネットワークワーキンググループが年度末までに示す道内の鉄道体系のあり方に関する議論を注視しながら、沿線自治体との連携を図ってまいります。

次に、2件目のふるのワイン事業の今後の取り組みについてのふるのワイン事業の進む方向性と取り組みについてであります。

ふるのワイン事業は、昭和47年、畑作振興と地場産業の育成、そして、ふるのワインの製造を目指してスタートし、ことしで44年を迎えます。道内のワイナリーは、

平成15年には9社でしたが、平成28年には35社まで増加をしているところであります。ふらのワインは、これまで、よいワインはよいブドウからを基本として努力を重ね、原料ブドウ生産農家との信頼関係を築きながら、国産ワインコンクールにおいても毎年入賞するなど、市民を初め、道内の消費者に愛飲されているところであります。

今後も、ふらのワインは、道内ワイナリーの先駆者、さらに、自治体ワイナリーとして、量ではなく質を重視したワインづくりを進めてまいります。

次に、原料ブドウ農家の現状と将来性についてですが、現在、原料ブドウの栽培面積は、直営圃場19.2ヘクタール、18戸の農家圃場24.5ヘクタールを合わせて43.7ヘクタールであり、栽培農家の高齢化、担い手不足などから、戸数及び栽培面積は減少傾向にあります。現在の18戸の生産者のうち、後継者のいる生産者は7戸、また、40代、50代の生産者が6戸あることから、これら13戸は、今後栽培面積をふやすことが期待されますが、そのほかの5戸の生産者については、70代であり、近い将来、リタイアすることが予想されます。

市といたしましては、5年前から、新規就農者や若手生産者がブドウ栽培の意欲や知識を高めるセミナーの開催や、東山地域での栽培試験を実施してまいりました。また、昨年度は、市内全戸の農業者へブドウに関するアンケートを実施して、新たな生産者の掘り起こしを進めてきたところであります。その結果、平成29年度には、西達布1戸、東山1戸、北布礼別1戸、計3戸の新たな生産者がブドウを新植することとなりました。

さらに、既存ブドウ生産者の植栽アンケート調査により、平成32年度までに農家圃場面積が約32ヘクタールに増加するものと見込んでいるところであります。加えて、直営圃場についても、休閑地への植栽を進めて、平成32年度には約23ヘクタールとし、生産農家と直営圃場を合わせて約55ヘクタールになるものと見込んでいるところであります。

現状におきましては、天候不順の影響及び新植、改植の過渡期であることから、一時的にワイン30万本、果汁10万本を下回る規模での事業運営となりますが、今後、作付面積の増加や改植による反収増が進むことにより、その規模を維持できる状況になるものと考えております。

次に、沿線の新規参入者、事業者との関係につきましては、本年、上富良野町で個人農家が製造免許を取得し、製造を開始し、さらに二つのワイナリーが上富良野町と中富良野町に建設を計画しているなど、近い将来、富良野エリアには四つのワイナリーができる予定であります。

これらの方々とは、ふらのワインの施設や圃場において見学や意見交換などを行っているところであります。新たなワイナリーの進出は、富良野地域がブドウの産地

として魅力ある地域だと判断されたものであり、ふらのワインとしては、それら新たなワイナリーと連携することにより、富良野エリアの新たな観光資源となることを期待しているところであります。

次に、国道237号を仮称ワインロードとし、相互セールス、相互集客など、シナジー効果が期待できるかについてであります。

国道237号の旭川市から占冠村のエリアは、通称花人街道と呼ばれ、春から夏にかけてはラベンダーを初めとする各種の花が植えられ、観光客を楽しませております。今後は、ブドウ畑の四季折々の風景、ワイナリー限定ワインの購入や見学、食材の宝庫である富良野エリアの農畜産物を使って、食などの個性あるワイナリーを核としたワインツーリズムは、年間を通して楽しめる富良野地方の新たな観光資源になるもの、このように考えているところであります。

以上です。

議長（北猛俊君） 再質問ございますか。

17番黒岩岳雄君。

17番（黒岩岳雄君） では、随時、質問させていただきます。

いままで、JRの利用者を維持していくために、富良野市では、昭和60年以前にあったものを、富良野市根室本線・富良野線利用推進協議会という新たな組織として立ち上げてやってきております。この組織は、市民の各団体等がたくさん入っていますが、観光団体が入っておりません。この組織表を見ますと、市、市議会、農業団体、商工団体、労働団体、青年団体、女性団体、物流事業者、地域代表、他関係者というような形ですが、やはり観光団体も入れてオール富良野で進めていったほうがいいのではないかなというのが1点です。

それから、事業として、市長以下、行政の皆さんがJRなどに働きかけるのはいいのですが、もう一つ、市民に対して、もうちょっとJRを利用しようと呼びかけることも大切だと思います。例えば、小さな子供がいれば結構乗用車で移動してしまいますから、JRを使うことはめったにありません。しかし、年に1回ぐらいはJRを利用した家族のプチ体験など、JRに乗って公共交通機関を利用するマナーも小さいときに教育、啓蒙していいのではないかと思うのです。そういうものがいままでの活動の中で余り見えていないのですが、まず、この2点を質問いたします。

議長（北猛俊君） 御答弁願います。

市長能登芳昭君。

市長（能登芳昭君） 黒岩議員の御質問にお答えをさせていただきます。

1点目は、富良野市根室本線・富良野線利用推進協議会に観光協会が入っていないのではないかと御質問であ

ります。

富良野市根室本線・富良野線利用推進協議会の中で、俗に言う企業が主体となって路線の状況をつくるということで、当初は企業を単位としてこういう協議会を設置したという中身であります。ですから、企業を主体とした中での運動ですから、企業が中心となって職場で乗ってもらうような対策をやるということで協議会が設置された、このように認識いたしているところであります。

それから、二つ目は、乗るように努力してきたのかということも含めての御質問だったと思います。

この問題は、石勝線が開通してすぐに議会でも相当論議された経緯がございますが、そういった中で、いち早く富良野市根室本線・富良野線利用推進協議会を立ち上げて今日に至っております。当時、私が自治振興課主幹だった昭和60年には、乗って守ろう根室本線の中核をなすことということで、富良野の各種団体の皆さん方に呼びかけ、富良野線、函館本線、根室本線の3線一周の企画を立てて360人の乗客を集めました。これは、滝川市から赤平市、芦別市、富良野市、中富良野町、上富良野町、美瑛町、旭川市、南富良野町を含め、農連を中心とした皆さん方にも参加をしていただいて一大イベントをやり、美瑛、旭川、滝川、赤平、富良野で行事をやりながら広めてきた経緯がございます。そして、その後、それらをもとにして何らかの形で利用促進をやってきたという事実があります。

ですから、私どももいたしましても、全く活動していなかったということではありません。しかし、道路がよくなったということもございまして、これは反比例するわけではありますが、個人で自家用車を取得するような状況が生まれ、さらに、自動車を活用することによって鉄道を利用することが少なくなってきました。それから、もう一つは、滝川駅で停車をして待合をするという問題がございまして、ここ10年、15年前からバスのほうが頻繁に利用される状況が見られてきたところでございます。御質問にありました利用推進の関係につきましても、それぞれの職場にはお願いしておりますけれども、現在、拘束してやるわけにはなかなかいきませんので、運動展開の中で周知を図っているような状況でございます。

いま御質問があったように、これからも、協議会に入っている市町村とも連携しながら、イベントを含めて、何とか乗っていただくような方向の状況づくりをしていかなければならない、このように考えているところであります。

以上であります。

議長（北猛俊君） 17番黒岩岳雄君。

17番（黒岩岳雄君） いま、観光関連を入れたほうがいいのではないかと言ったのは、今後いろいろ企画をしていくこともあるわけです。ですから、いまの組織にと

らわれないで、いままで落ちていけば、そういうものも入れてやればいいのではないかと思います。私は、余りいままでのものに固執する必要はないのではないかと思います。

また、過去に、フラノエクスプレスが走っていたころは、ふらの100年委員会の企画でそれを函館まで走らせたりしたこともあるわけです。それとは違って、日常生活の中で鉄道に親しめるような考え方で市民の皆さんに理解してもらいながら、いままで1年に1回も乗らなかつたけれども、1年に1回か2回は乗ろうと、そんなことでもいいのではないかと思います。

そういうことを地道にやる必要があるのではないかとというのが私の考え方ですが、いかがでしょうか。

議長（北猛俊君） 御答弁願います。

市長能登芳昭君。

市長（能登芳昭君） 黒岩議員の再質問にお答えします。

私も同感であります。当然、乗っていただくことが第一でございますから、一人でも多くの市民がいろいろな機会を通じて乗っていただくように、行政ばかりでなく、先ほどお答えさせていただきましたが、各種団体あるいは職場でも年に1回か2回は乗る状況づくりを率先してやっていただきたい、このように考えているところであります。

議長（北猛俊君） 17番黒岩岳雄君。

17番（黒岩岳雄君） 続いて、ジャパン・レール・パスの今後の展開についてお伺いします。

これは、来年3月から次の年の3月まで約1年間、実証実験をやるわけです。実は、ことし10月で約2,000万人の海外からのお客さんが見えておまして、12月までには2,300万人ぐらいになるのではないかとという予測も出ています。そして、オリンピック・パラリンピックのある2020年は、国のほうでは4,000万人という一つの目標を立てています。2030年は、新幹線が札幌市まで入る年ですが、そのときには約6,000万人の海外からのお客さんと呼ばうということで、国のほうでは既に数字的な目標を立てております。

そういう中で、来年、JRが1年間かけて実証実験をやるということは、実証実験の結果を分析して、よければ、それがもう常態化になると思うのです。そうすると、4,000万人あるいは6,000万人のお客さんに向けて、そういうことが相当浸透してくると思うのです。ですから、この実験は非常に大切だと思うのです。

ですから、改めて、この実験に対して、先ほどトップセールスでやっていただけたということになっておりますが、その辺の思いをもう一度お聞きしたいと思います。

議長（北猛俊君） 御答弁願います。

市長能登芳昭君。

市長(能登芳昭君) 黒岩議員からジャパン・レール・パスの問題で再質問を受けましたので、思いを語らせていただきたいと思います。

北海道に対する東南アジアの評判ということですが、二、三日前に、香港の女性の方々が、北海道の農業をやっているまちを訪れて、観光ばかりでなく体験をすることによって非常に思い出深く、また訪れてみたいと思うようなテレビ放映がございました。私も見ておりましたが、これからは、東南アジアを中心とする外国の観光客というのは、間違いなく北海道に向けて来るという状況づくりが進んできているのかなという感じを強く持ったところでもあります。

この事業は、経費あるいは維持費も大変かかりますから、ジャパン・レール・パスでもっともお客さんがふえなければなりません。そういった中で、来年度、観光庁で認定するブランド観光圏では、北海道で3カ所が立候補しているうち、富良野・美瑛が有力だというお話も聞いておりますが、こういうことが認定されることによって、道北を含めたこの地域に新たな観光の拠点が生まれることにつながってきます。そういう状況を受けて、ジャパン・レール・パスの関係については、富良野市としてもなお強力にPRを推進していく必要性が十分ある、そのように認識しておりますので、関係する自治体を含めて、JRに対して強力に要請してまいりたい、このように考えているところであります。

議長(北猛俊君) 17番黒岩岳雄君。

17番(黒岩岳雄君) 続きまして、バリアフリーの関係についてお尋ねいたします。

私は、バリアフリーの関係については、この議場で何度か質問いたしました。過去の答えは3,000人以上の縛りがあるからだめだ、それから、お金がかかるということでした。ただ、一応3,000人の縛りがあるのですが、富良野市は特例としてその枠が外れるのではないかと思います。また、お金のかかる部分については、賛同が得られれば、ふるさと納税という新しい応援をもらうこともできます。そして、そういうことをすることによって、利用者へのサービス向上にもなりますし、鉄道を死守するのだという意気込みが市民及び世間に対して伝わるというふうに思うのです。

ですから、先ほどはやらないという話ですが、やらないと言うのは簡単で、やることを考えて何とか物事を達成していくことが必要だと思うのです。その辺で、いまはとりあえずやめたいけれども、条件が整ったらやるのか、非常に微妙なので、再度、答弁を願いたいと思います。

議長(北猛俊君) 途中ですけれども、ここで午後1時まで休憩いたします。

午後0時00分 休憩

午後1時01分 開議

議長(北猛俊君) 午前中に引き続き、会議を開きませぬ。

午前中の黒岩岳雄君の質問に御答弁願います。

市長能登芳昭君。

市長(能登芳昭君) 黒岩議員の再質問にお答えをいたします。

バリアフリー化におけるふるさと納税の活用ということでございました。

さきの答弁でお話ししましたとき、バリアフリー化については、実現できるか、できないか、まだ明確にわかりませんけれども、今後、JRに対しても強く要請してまいりたいと考えております。

ただ、現在のふるさと納税の状況では、どの程度納税されるか、経過を見なければなかなか推測できず、いまの段階では充てるということをはなかなか明言できない状況でございますので、この点については御理解を賜りたい、このように思っております。

以上であります。

議長(北猛俊君) 17番黒岩岳雄君。

17番(黒岩岳雄君) いますぐできるか、できないかということではなくて、私は将来的に取り組んでいただくということでもいいのです。

いま、富良野駅の利用者の実態といいますと、市民、観光客、病院にかかわる方などいろいろあると思いますが、私は、いままで結構JRを利用していますけれども、遅い便で札幌から帰ってきますと外国の方のグループがおります。家族で旅行していて、おじいちゃん、おばあちゃんからお孫さんまで、多いときは10人ぐらいの方がおりますが、その人たちはほとんどみんなが前段で話したジャパン・レール・パスを持っていて、車掌がいまから運転手に見せておりました。ただ、海外旅行組はみんな大きなバッグを持っていて、あの階段のところを引きずり上げたり、また、子供のいる場合は乳母車も一緒に上げたりしています。私は、それを見て、本当にこれでいいのかなという思いがありました。

また、車椅子で見えたお客さんがいました。たしか旭川に戻るのではないかと思います。車椅子というのは、昇降機があれば1人でも動けるでしょうけれども、そのときはサポートが2人ついていました。1人の方は階段の手すりのところで車椅子が乗っている方がつかまるサポートする、もう一人の方は車椅子を持ち上げる、実情はそういうことなのです。そういうことを踏まえると、利用者の利便性というのは本当に高いと思います。ですから、いま、JRがなくなるというときに、より一層乗ってもらおうという姿勢であれば、そういう体制を整えなければいけないのではないかと思います。

また、観光面では、2003年にピジット・ジャパン・キャンペーンが始まっています。そのとき、521万人の外国人が日本に見えましたが、富良野には何人来たかという、5,306人に泊まってもらっています。そして、10年後の2013年に、日本もやっと外国人観光客が1,000万人を超えたのです。そのとき富良野に何人のお客さんが泊まってくれたかという、3万5,360人です。ですから、国の政策が倍に行っているときに、富良野には7倍の外国人が見えているのです。

そういうことを考えていくと、バリアフリー対策というのは、地元の市民の皆さんがハンディキャップを乗り越える意味もありますが、観光というのは農業と同じような一つの産業ですから、それを支えていく意味でも必要になってくると思うのです。

そこで、あえて質問いたしますが、そういう事情を十分承知かどうか、御確認します。

議長（北猛俊君） 御答弁願います。

市長能登芳昭君。

市長（能登芳昭君） 黒岩議員の再々質問にお答えをさせていただきます。

本市の基幹産業は、農業と観光ということで現在も進めてきております。その中で、特に観光面で、昨年度は国内外で宿泊は75万人を超えたという実績がございました。そのうち、外国人の延べ宿泊は12万人を超えたという数字が実際にございます。その状況の中で、千歳回りのバスで来られる方、あるいは、札幌回りのバスで来られる方、そして、黒岩議員が御指摘の列車で富良野に来る、こういう三つのパターンがあります。そういう状況を考えてときに、バリアフリーの問題というのはいま始まった問題ではないです。当然、外国人ばかりが対象でなく、日本人が通常乗りおりするときにも、お年寄り対策という中で、根室本線対策協議会では、毎年、沿線の首長または議長に同伴させていただいてJR北海道本社、旭川支社にバリアフリーの要望に行っておりますし、現在も運動を展開している現状でございまして、この課題は1年も落としたことがない取り組みであります。

そういうことを毎年やっている中で、先ほども答弁させていただきましたように、伊達紋別のほうで、自由通路と連絡通路を結びつけるエレベーターということで、いま試験運転をしております。これは試験運転でありまして、恐らく来年ぐらいには段階的にそういう状況が生まれる可能性がございますから、むしろ、そういう動向を見ながら、そうした実情を十分考慮しつつこれからの運動展開をさらに強めていきたい、このように考えているところでございます。

以上であります。

議長（北猛俊君） 17番黒岩岳雄君。

17番（黒岩岳雄君） 続きまして、貨物輸送の関係で

すが、滝川 - 富良野間につきましては客車と貨物が併用している路線と理解しております。

滝川 - 富良野間の営業経費は、線路を直すことも入っていると思いますが、11億8,000万円です。富良野 - 新得間は、30キロメートルぐらい路線が長いのですが、9億8,000万円です。そして、旭川 - 富良野間は、滝川 - 富良野間と距離がほぼ同じ54キロメートルですが、9億6,000万円です。こういうことで、私は、個人的に、貨物を走らせているから軌道の保守にお金がかかっているのではないかなというふうに推測しております。ですから、JRに負担かけているというのは、富良野の農産物を運ぶための負担と理解できるわけです。

そういう中で、農業というのは、農産物の生産に対しては、農林水産省などいろいろな支援策があって、相当なお金が入って農業を応援しております。しかし、実際に物ができて、送る手段としては何の支援もありません。万が一、鉄路がなくなったらどうなるのだということになると思うのです。いま、鉄路というのは安くて環境にも優しいという面がありますが、常日ごろ、市長が言っている足腰の強い農業ということでは、幾らいいものつくっても、それがお金にならなければ意味がありませんので、そういう考え方というのが非常に重要だと思いますけれども、市長の考えをお聞かせいただきたいと思えます。

議長（北猛俊君） 御答弁願います。

市長能登芳昭君。

市長（能登芳昭君） 黒岩議員の貨物輸送に対する再質問にお答えをさせていただきます。

先ほどお話をさせていただきましたが、昨年度は9万トンの輸送を行っています。これは、現実に富良野駅で扱った貨物量ですから、大変な量だと認識しております。現在の状況で、これから貨物を自動車運送することになりますと、量的にも運ばせませんし、さらに、いまは距離によって2名体制で運転手を確保することが義務づけられているという問題も現実に発生しております。ですから、これは、富良野市ばかりでなく、基幹産業を農業とする市町村においては、鉄路による貨物輸送というのは絶対に欠かすことができないと強く認識いたしております。

そこで、私どもといたしましては、この問題というのは市町村で考えるべきではないと思っております。線路はずっと続いておりますから、富良野市の考え方はどうなのだとと言われても、それぞれの市町村を通過して目的地に行けるようになっていきますので、やはり、それぞれの対策協議会なり、あるいは、諸団体会をつくった上で総合的な中で進めるべきだというのが私の基本的な考え方です。

貨物も含めた中で、北海道としての交通のあり方とい

うのはどうあるべきか、あるいは、国に対しても、いま御質問ありましたとおり、国内の貨物輸送は、飛行機や船でなく、主体は貨物列車であります。北海道で言えば179市町村でありまして、廃止された市町村を含めるとまだかなり多いわけですから、この問題というのはオール北海道で対処すべきことですので、私は北海道市長会の副会長やっておりますが、機会あるたびに国会議員に対しても言ってきております。やはり、これは、一つの団体ばかりでなく、町村会、市長会、あるいはまたは輸送関係の団体を通じたオール北海道で道、国に対して行動を起こしていくことが、私は今回の鉄道に対する大きな状況づくりの一つになるだろうと思います。

当然、JRも努力をしなければならぬことが出てきますから、それはそれで努力をしてもらいながら、国がそれをどの程度認めていくかということもこれからの判断の一つになるでしょう。恐らく、来年3月に北海道のワーキンググループの答申が出ますから、その答申を踏まえた中で、私は、道として国としてのあるべき姿に戻すべきではないか、このように感じているところでございます。そういう決意を持って、これから関係するそれぞれの市町村ともどもやっていきたいというのが私の考え方でありますので、改めて、ここでお話しさせていただきます。

議長（北猛俊君） 続いて、質問ございますか。

17番黒岩岳雄君。

17番（黒岩岳雄君） ブドウのほうに移らせていただきたいと思っております。

今年度は農家のつくっているものと直営圃場と合わせて43.7ヘクタールだということですが、要は収量が問題だと思うのです。当然、気候によってその振れ幅がありますので、いまの30万本プラス10万本を堅持していく、そしてまた、高品質のものに取り組んでいくこととなりますと植えかえなどもいろいろ出てくると思うのです。

そういう中で、いまのままだと、生産量が少ない年は品物がなくなるとか、30万本、10万本を満たさないような状況が出るかと思うので、その辺に対する今後の考え方について、最後に質問させていただきたいと思っております。

議長（北猛俊君） 御答弁願います。

経済部長原正明君。

経済部長（原正明君） 黒岩議員の再質問にお答えいたします。

ワイン原料用ブドウの確保ということでございます。

現状では面積が少し足りないということと、それから、改植によってブドウがとれるまでの期間、どうしても収量が落ちる、そして、天候の影響を受けるということでございますので、これらを総合的に解消する方法として、将来的には55ヘクタールを確保していきたい、その55ヘクタールを確保した上で、反収が一定程度上がってくれ

ば、いま出てきた天候の影響も最小限に食い止められるというふうに考えているところでございます。

議長（北猛俊君） 以上で、黒岩岳雄君の質問は終了いたしました。

次に、広瀬寛人君の質問を行います。

16番広瀬寛人君。

16番（広瀬寛人君） -登壇-

さきの通告に従い、順次、質問をいたします。

1件目の住宅政策については、本年3月に策定された富良野市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略でも、基本戦略3の「まち」を育てる富良野戦略の中で個別戦略として重要施策の一つに取り上げられております。

本年9月の定例市議会で、富良野市空家等の適切な管理に関する条例が可決され、いわゆる危険家屋に対する富良野市としての指針が示されました。全国的にも危険家屋問題は市民生活に大きな影響を及ぼすために注目されるところでございますが、過日のテレビ報道でも、室蘭市の行政代執行が報じられる中、行政代執行後に請求される費用を考えると、みずから取り壊しに着手して、老後のために貯蓄していた財産を使い果たしてしまったと苦渋の表情を浮かべる市民の様子が報道されておりました。個人の私的財産の管理はあくまで個人の責任と判断で行うものですが、相続などでみずからが居住していなかった家屋等の活用判断は、相応の知識がなければ活用方法や売却の判断が難しいと推察されます。

昨今は、自治体が率先して空き家にさせない、または、空き家の有効活用を促す仕組みづくりに取り組む事例が数多く報道されるようになりました。近隣では、滝川市の中空知住み替え支援協議会や、しりべし空き家BANKの活動、石狩振興局の単位で日本管理センター株式会社との連携や、鷹栖町のように、町外から移住して新築、増改築を行う場合に、子育て世代や町内の業者を利用して改築を行うなどの各条件を満たすごとに10万円加算し、最大130万円まで支給する仕組みもあります。また、家主が貸しながらないケースが多いと報告される中、双方の信頼関係を構築させる仕組みの国立市や、空き家再生の先進地の兵庫県篠山市の取り組みなど、学ぶ事例があると思っております。

そこで、基本戦略3にも取り上げられている空き家対策の進捗状況をお伺いいたします。

1点目は、空き家の現状と空き家にしている事情等の分析はされているのか。

2点目は、一般社団法人移住・住みかえ支援機構や日本管理センター株式会社と自治体の取り組みについては調査研究をされているのか。

また、このような組織活用ではなくとも、富良野市の空き家対策について講ずる施策をどのように考えている

のか、お知らせください。

次に、基本戦略3の中で、住生活支援事業として取り上げられているまちなか居住推進に向けて、民間賃貸空き住宅への誘導支援策など、まちなか集積について伺います。

私は、10月に、札幌で開催された勉強会で、富山市の戦略について講義を受けてまいりました。平成17年から28年まで、建設事業者向けには中心市街地に共同住宅の建設や優良賃貸住宅建設、共同住宅に併設する店舗、医療、福祉施設の整備費へ助成を行い、市民には、戸建てや共同住宅の購入費や家賃補助、リフォーム補助等の制度を設け、888件、2,104戸の実績を上げ、まちなか居住人口比率を28%から32.5%に引き上げた取り組みが紹介されました。

総合戦略では、住生活支援事業については、平成28年度中に検討するとありますが、現時点での取り組み状況や考え方について伺います。

1点目は、コンパクトシティの考え方に基づいたまちなか居住の誘導策についての見解や検討状況はどのようになっているのか。

2点目は、自前の公営住宅以外の手法を調査研究されているのか。

3点目は、若年向け賃貸住宅支援策の必要性に対する見解があればお聞かせください。

2件目は、コミュニティビジネスについて伺います。

自助、共助、公助の役割分担は、時代の変遷とともに、その守備範囲も変わっていかねばならないと感じております。3世代同居で大家族、地域住民の結束が強く、お互いさまの精神で助け合うことが当たり前の近所づき合いが可能であった時代や、高度成長、所得増額で、人口増とともに納税額もふえ、自治体が受け持つ守備範囲が広がった時代から、一転して、少子高齢、人口減少、納税者となる生産年齢人口が急激に減る時代となり、社会保障費用の増額も限度を超えていると思われる昨今、市民生活にもその波は訪れてきました。

顕著なものでは、介護保険の改定が挙げられます。要支援の方々や国の介護保険制度から外れ、自治体の取り組みに委ねられました。これから、さまざまな分野で公が担ってきた分野を民が担わざるを得ない時代が訪れようとしています。その引き受け手として、NPOやNGOなどのセクターだったり、民間企業の社会的貢献やメセナ活動であったり、地域に根差したボランティア団体や町内会の活動であったりします。どのような組織形態であれ、活動を続けていくには人、物、金、時間、情報などをマネジメントする能力が必要とされます。民間から自発的に発生した活動が継続できれば理想ですが、時に、お金や人材などに窮することもあり、何らかの支援がないと継続できないことが見受けられます。ま

た、行政が主導で立ち上げる組織には、どうしても補助金や助成金を前提にした組織運営になりがちで、公助の下請になってしまう危険性ははらんでいます。

そのような問題を解決する手法として、最近では、クラウドファンディングや社会的インパクト投資などによって、その活動の社会的必要性や意義、経済的継続性などについて第三者の視点でチェックし、持続性のある取り組みを抽出する取り組みが注目されてまいりました。小規模な地方都市で一定の生活の質を落とさずにこれから暮らしていくためには、コミュニティビジネスのようなサービス提供者が必要と思われます。その先鞭をつける水先案内人として、制度や運営手法を広く啓蒙することが自治体の役割と考える立場から質問いたします。

1点目は、共助と公助の守備範囲に対する認識について。

2点目は、少子高齢時代の新たな担い手となる働き手をどのように考えているのか。

3点目は、NPO組織や企業の社会的貢献と自治体の連携をどのように考えられているのか。

4点目は、社会的インパクト投資やクラウドファンディングのような手法を研究する必要性を感じられているのか、お伺いします。

次に、企業版ふるさと納税について伺います。

企業が地方公共団体の地方創生事業に寄附を行った場合、法人住民税、法人税で、寄附額の最大2割、法人事業税で最大1割が控除され、従来の制度と合わせると最大で寄附額の6割が負担軽減されるとともに、社会貢献に積極的な企業としてイメージアップなどが期待されております。近隣では、夕張市とニトリホールディングスの事例や、東川町とアウトドア用品のモンベルの事例などがあります。富良野というブランドを最大限活用するためにも、この制度はしっかりと研究して取り組む必要があると思います、2点お伺いします。

1点目は、制度研究の進捗状況はいかがか。

2点目は、地方創生戦略と地域課題の精査を全庁的に共有できる仕組みづくりが必要と考えますが、見解を伺います。

項目の3件目は、放課後子ども総合プランについて伺います。

平成26年度に、文部科学省と厚生労働省は、共働きの家庭の小1の壁を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験、活動を行うことができるよう、放課後児童健全育成事業及び地域住民等の参画を得て放課後等に全ての児童を対象として学習や体験・交流活動などを行う事業の計画的な整備を進めると表明しました。平成31年度末までに、全ての小学校区で放課後児童クラブ及び放課後子供教室を実施するよう目標を立て、市町村の

取り組みとして、平成31年度に達成される目標事業量や整備計画が課せられました。平成28年度から平成32年度までの富良野市第7次社会教育中期計画では、第4章の第1節家庭教育と第2節少年教育で現状の課題を分析され、推進項目と具体的施策を掲げられております。第2節の少年教育の具体施策の では、放課後子ども教室、児童館、学童センターの開設が盛り込まれております。

過日、発表された全国学力・学習状況調査の結果では、全国平均を上回る項目や全国平均同等の数値が発表されたことや、中学3年生の成績は過去の小学校6年生で得られた結果より向上しており、教育現場の取り組み成果や児童の努力の跡が見られ、大変喜ばしいことと思えます。あわせて行われている生活調査との関連性でも、テレビやインターネットに費やす時間と正答率の相関性などが分析され、よくまとめられた報告であると感じます。

そこで、放課後子ども総合プランに鑑みて、2点お伺いします。

1点目は、全国学力・学習状況調査の結果分析と、放課後の過ごし方や家庭での過ごし方について考察をされているのか。

2点目は、ひとり親と共働きで放課後に子供だけになる家庭の実態把握はされているのか、伺います。

次に、放課後子ども総合プランの事業計画策定では、子ども・子育て支援法事業計画と一体のものとして策定することも認められています。市町村の体制、役割では、運営委員会を設置するよう求められ、教育委員会と福祉部局が連携して適切な体制づくりに努められることとされています。

そこで、2点伺います。

1点目は、スクールカウンセラーの活動実態と課題の分析をどのようにされているのか。

2点目は、教育と福祉の分野にまたがる問題の解決手法に対する仕組みづくりはどのようになっているのか、お知らせください。

以上をもって、1回目の質問といたします。

議長（北猛俊君） 御答弁願います。

市長能登芳昭君。

市長（能登芳昭君） -登壇-

広瀬議員の御質問にお答えをいたします。

1件目の住宅政策についての1点目、空き家対策に関して空き家の現状と空き家にしている事情等の分析についてであります。

平成26年度の空家等対策の推進に関する特別措置法の施行以降、富良野市におきましても、昨年、住宅政策係を設置し、空き家の実態把握に関して調査を進めているところであります。昨年未までに市街地に関する1次調査を完了しており、現在、調査票を作成し、所有者等の調査を本年度中に行う予定であります。

また、御質問の空き家にしている事情等の分析については、市街地に関しては、来年度中をめどに、所有者等への空き家の管理に関するお願いの連絡とあわせて、アンケート等を実施して事情や今後の利用等についての情報把握を行ってまいりたいと考えているところであります。また、その他の地域についても、本年1月から2月にかけて、富良野市地域おこし協力隊員による1次調査を完了している東山地区を含め、市街地の調査と並行して進めていく考えであります。

次に、一般社団法人移住・住みかえ支援機構や日本管理センター株式会社と自治体の取り組みについてですが、双方について具体的な調査研究は現在行っておりませんが、空き家対策に有効な取り組み等については、官民間問わず、参考にさせていただく考えであります。

次に、空き家対策について講ずる施策についてであります。

現在、富良野市で行っている空き家等の活手法としては、ふらの市移住促進協議会と連携した富良野の住まい情報バンクがあり、平成28年度に掲載した物件では戸建て売買物件が2件ございました。掲載物件のうち1件につきましては、市民からの苦情により、住宅政策係に相談に見えられた所有者に情報バンクを紹介し、掲載に至ったものであります。また、富良野の住まい情報バンクは、北海道が運営する北海道空き家情報バンクとも連携し、全国各地から多くのアクセスがあり、今後も期待しているところであります。

また、東京ふらの会の井端純一氏が代表を務める株式会社オウチーノの運営サイトにおいて物件の掲載を行っており、今後も、東京ふらの会を初め、民間企業とも連携を図りながら空き家の利活用について調査研究をしてまいりたい、このように考えているところであります。

次に、2点目の借り上げ住宅やまちなか集積に向けた誘導策についてのコンパクトシティの考え方に基づいたまちなか居住の誘導策についてであります。

昨年度策定の富良野市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略の基本戦略「まち」を育てる富良野戦略におきまして、コンパクトシティに向けた中心市街地の活性化を掲げ、富良野市中心市街地活性化基本計画とリンクした都市機能の集積化と、既存インフラストックの活用によるまちなかのにぎわいの創出を目指しているところであります。

富良野市の中心市街地では、少子高齢化による人口減少とあわせて、比較的家賃が高い状況であることから空き家も増加しているため、中心市街地の重点地区内にある民間の賃貸空き住宅への誘導策について、現在、検討を行っているところであります。

次に、民間の賃貸住宅等の活用方法に関する調査研究

についてであります。

1次調査が完了している市街地においても、戸建て住宅約140戸の空き住宅があり、その中には、そのまま借家として活用できるもの、借家として活用するには手直しが必要なものが存在しており、今後、所有者の意向調査を踏まえた活用方法を調査研究していく考えであります。

次に、若年層に対して低廉な家賃での住宅提供に対する施策についてであります。

公営住宅の入居希望者が多い背景には、民間住宅の家賃が高いということが挙げられます。特に、経済力が十分ではない若者や子育て世帯については、低廉な家賃の住居が求められているところであります。

市といたしましても、このような状況に鑑み、先ほど述べました中心市街地の重点地区内にある民間の空き住宅への誘導策に加え、市内企業の福利厚生面における住宅費補助、社員住宅建築等に対する支援などについて調査研究を行っているところであります。

次に、2件目のコミュニティビジネスについての1点目、共助の役割を支援する手法についてであります。

共助の範囲は、少子高齢社会の進展や住民の価値観が多様化する中で、地域住民が主体となり、地域で抱える課題をビジネス的手法により解決するコミュニティビジネスが拡大していると認識をしているところであります。

富良野市内におきましても、まちづくりの分野としてふらのまちづくり会社、地域情報発信の分野としてラジオふらの、地域振興の分野としてNPO法人山部まちおこしネットワークなど、民間法人やNPO法人など多様な主体が公共サービスを担う共助の範囲が拡大していると認識しているところであります。

次に、少子高齢化時代の新たな担い手となる働き手につきましては、ファミリー・サポート・センター事業における提供会員に現役を退いた男性や子育てを終えた女性からの応募があり、さらに、農業労働力確保対策として取り組んだ子育てママのための1日インターンシップでは12名の子育てママからの応募があるなど、労働力の減少による新たな担い手として、60歳以上の就業意欲を持つ方々や子育て期の女性の活用が重要であると認識しているところであります。

次に、NPO組織や企業と自治体との連携につきましては、それぞれの組織が持つ強みを有効につなぐためのコーディネート役として、地方自治体の果たすべき役割は大きいと認識しております。

次に、社会的インパクト投資については、財務的リターンと並行して、社会的及び環境的インパクトを同時に生み出すことを意図した投資と定義され、その市場は成長途上と言われております。日本における社会的インパクト投資の市場規模は、2014年の170億円から2016年には約337億円と約2倍となっており、今後も拡大が想定され

ますので、本市といたしましてもその動向を注視していきたいと考えているところであります。

次に、2点目の企業版ふるさと納税の活用についてであります。

企業版ふるさと納税は、地方公共団体が地域再生計画を作成し、内閣総理大臣の認定を受けた場合に、当該計画に記載されたまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に寄附を行った企業に対して課税の特例措置を講ずる目的で、平成28年度税制改正において創設された制度であります。本制度は、国の補助金や交付金の対象となる事業に寄附を充てることができないことや、内閣への認定申請時点において1社以上の寄附を行う法人の見込みが立っていること、内閣府から地域再生計画の認定を受けるまでに事業予算の議決を経ていることなど、さまざまな条件が設定されております。

本制度の調査研究につきましては、本市の地方創生戦略事業の中で、全国の企業にアピールできる効果の高い事業の選択について検討しており、衛生用品資源化処理施設の建設に向けて、紙おむつを製造している大手製紙メーカーにアプローチできないか庁内で協議をしましたが、国からの補助の可能性があることで断念した経緯がございます。

今後は、国から認定を受けた事業例を参考に、全国の企業に対してアプローチできる事業の選択について、これまで同様、庁内議論を行い、積極的に進めてまいりたい、このように考えているところであります。

以上であります。

議長（北猛俊君） 続けて、学校教育について御答弁を願います。

教育委員会教育長近内栄一君。

教育委員会教育長（近内栄一君） -登壇-

広瀬議員の御質問にお答えいたします。

放課後子ども総合プランについての1点目の実態把握と課題整理についてであります。

本年度の全国学力・学習状況調査の本市の結果につきましては、既に広報ふらの及び市ホームページにおいて公表しているところであります。学力の面では、年々、向上が見られており、今年度の結果においても小学生、中学生ともに全国平均正答率をほぼ上回っているところであります。

一方、質問紙調査による学習状況調査につきましては、家庭において1時間以上勉強する小学6年生の割合が全道・全国平均より高くなっているものの、中学3年生では全道・全国平均より低く、また、2時間以上勉強する割合については、小学生、中学生ともに全道・全国平均を下回っていることが見受けられます。また、1時間以上テレビなど視聴する児童生徒が80%を超えており、1時間以上テレビゲームをしている児童生徒も50%を超え

ています。このことは、家庭で過ごす時間の2時間以上はテレビやゲームに充てていることになり、さらに、中学生においては、インターネットやメールに費やす時間が1時間以上の生徒が約半数近くいると分析しております。インターネットやメールなどの利用時間や使い方とあわせて、学年に応じた学習時間を確保するため、家庭での過ごし方の見直しが必要であると認識しております。

次に、保護者の就労などにより放課後に児童生徒だけとなる家庭の把握につきましては、各学校における家庭状況の調査で把握しております。調査時点によって若干数値が変動するものの、おおむねひとり親世帯の子は全児童生徒の13%、7.5人に1人、共稼ぎ世帯の子は64%、1.5人に1人となっております。

しかし、祖父母などの親戚が近所に居住している、あるいは、保護者の就労状況や学童保育センターの利用、部活動や少年団活動などによって下校時には保護者が自宅にいる世帯や、商業や農業など自宅敷地内での自営業者なども含まれており、放課後を児童生徒だけで過ごしているか、あるいは、過ごし方の内容などの実態については、この数値では把握できない状況であります。

2点目のスクールカウンセラーの働きとスクールソーシャルワーカーの認識についてであります。

本市においては、平成16年度より道費を活用してスクールカウンセラーによる相談事業を実施しており、現在、臨床心理士の資格を持つ2名の方をスクールカウンセラーとして委嘱しております。平成27年度の活動実績では、中学校を対象にしたものでは、延べ265人と来談し、延べ97日、264時間の活動状況となっており、また、小学校を対象としたものでは、延べ180人と来談し、延べ83日、306.5時間の活動状況となっています。スクールカウンセラーは、中学生では、不登校などのカウンセリングを初め、教職員や保護者への助言、援助、小学生では、児童の悩み相談、話し相手、学校の教育相談活動の支援業務などを行っております。スクールカウンセラーは、心理学的なカウンセリング、心の治療によってアプローチを行い、信頼関係の構築から問題解決を図ろうとするもので、個々の児童生徒の多くの悩みに耳を傾けていただいております。

しかし、児童生徒に関する問題については、複雑多岐に及んでおり、心の問題だけではなく、問題の背景や原因が家庭に起因したり、発達障がい、虐待など福祉的な視点を必要とする問題を抱えているケースも少なくない状況にあります。これらの問題については、家族や友人、学校、福祉関係機関などに働きかけるなど、福祉的なアプローチによって解決を支援することが必要なケースもあります。

次に、教育と福祉の分野にまたがる問題の解決手法に対する仕組みづくりであります。

教育委員会では、適応指導教室の開設により、主に不登校生徒の学校復帰を目指す支援を行っております。指導員は、社会福祉士の有資格者ですので、児童生徒とのかかわりだけではなく、家庭や学校、関係機関との連携によって問題の解決を図っているところです。また、何らかの障がいを持っている児童生徒や、保護者などによる虐待行為など、他機関と連携して対応する必要があるケースについては、保健福祉部の家庭児童相談員や母子自立支援員、学校、児童相談所、医療機関などとも連携し、必要に応じてケース検討会議を開催するなど、関係者間で情報共有を図りながら対応してきているところであります。

今後も、個々の内容や問題に応じて関係機関と連携を図りながら取り組んでまいります。

以上でございます。

議長（北猛俊君） 再質問ございますか。

16番 広瀬寛人君。

16番（広瀬寛人君） それでは、順次、再質問させていただきます。

まず、最初の部分から参りますが、空き家については、いま御答弁いただいたように、本年度、それから来年度にわたって細かく調査する準備を進めていただいているということなので、大変心強いというふうに感じます。

その中で、1点、調査票もしくは平成29年度にアンケートを実施するという答弁がありました。その中身について確認いたします。

アンケート調査というのは、アンケートのつくり方によってどうしても質問された事項に回答が偏ってしまうことがあって、調査をする学問の中でも、設問に対する選択肢のつくり方などが非常に問題になるということがよく指摘されております。先ほどの御答弁にもありましたように、やはり、空き家の中で、所有者が富良野市在住の空き家か、もしくは、所有者が富良野市以外の空き家か、また、その所有者が道内なのか、道外なのか、さらに、相続の手続きがまだ完了していないために、空き家であるけれども、宙ぶらりんになっている物件とか、また、現時点では遺品等の整理も進んでいないので、暫時、空き家になっている等々、いろいろな状態が考えられますから、そのあたりはきめ細やかに調査票をつくっていかねばいけません。今後、その調査票をもとにした分析に対して次の一手を打つことになってくると思っていますので、そのあたりをどのような考え方で進められているのか、まず、1点お聞かせいただきたいと思えます。

議長（北猛俊君） 御答弁願います。

建設水道部長 吉田育夫君。

建設水道部長（吉田育夫君） 広瀬議員の再質問にお答えいたします。

まず、空き家の調査による実態把握についてです。

この点につきましては、まず、活用する意思があるのかということを中心に行っていきたいと思います。最初に活用する意思があると答えられた方に対して、さらに詳しい調査を行うというように、2段階、3段階の調査をいま考えております。いきなり細かい調査をして、余りにも質問量が多くて回答率が低くなることは避けようということで、まずは活用する意思があるのか、どのような方法で活用できるのかということ調査し、その後、所有者の方々の意向に沿った形でまた再調査を行うなど、1段階では終わらずに何段階かかけての調査を考えております。

また、調査項目については、他市の事例も含めて現在調整中でございます。

以上でございます。

議長（北猛俊君） 16番広瀬寛人君。

16番（広瀬寛人君） いま、部長から答弁をいただいたように、最初の段階で大きな仕分けをするというのは非常に大切なことだと思います。

ただ、活用するか、しないかを判断するとき、例えば、先ほどの一般社団法人移住・住みかえ支援機構等のような一つの組織に委ねると、一定期間、家賃保証されるような制度を知っている方とそういう知識が全くない方では、それによって最初の段階の答えが大きく変わってくることもあると思います。何事もそうですが、全く知識がない場合と、世の中にはこういういろいろな制度がある、それだったらこうしたいというように、情報によって活用する、しないの判断が変わってきますので、判断をするときの情報提供をどのようにお考えでしょうか。

議長（北猛俊君） 御答弁願います。

建設水道部長吉田育夫君。

建設水道部長（吉田育夫君） 広瀬議員の再質問にお答えいたします。

条件整備につきましては種々ございますので、一概に行政側から一方的な提案というのものがなものであるかというふうに思います。いわんや、個人企業というか、一企業をピックアップしたようなアンケートのとり方というのは、行政が行うアンケートとしては余り的確ではないかなと思いますので、この辺は、こういう情報がありますよというかなりばやけたような状況になると思います。要するに、活用するというのは売却なのか、賃貸なのか、あるいは、取り壊しなのかというお答えをいただいた中でこういった情報等もあわせて提供していきたいと考えておりまして、やはり、1段階で行わず、何段階かに分けてきめ細かくやっていきたいと思います。多少、時間はかかると思いますが、こういうことを一步一步積み上げることによって空き家の問題が解消されると我々

は認識しているところでございます。

以上でございます。

議長（北猛俊君） 16番広瀬寛人君。

16番（広瀬寛人君） いま部長が言われたように、個人企業を推奨するという意味ではなくて、そういう仕組みがこの日本の中にあるという情報を持っているか、持っていないかが大きな差になると思うのです。先ほどの市長から移住促進協に話をつないでうまく成就したという答弁があったように、どこに相談しているか、どんな解決方法があるのかがわからない時点での判断と、そういう大きな制度だとか仕組みがわかっての判断では、大きな差が出てきます。そういう意味で、どういうタイミングで、どれぐらいの量の情報を出すのか。先ほど部長が言われたように、最初からもてんこ盛りの量をどんと出して読んでもらえないということでは意味がないですが、大きな判断をするときには、少なくともこういう仕組みがある、こういう制度があるということを理解いただいて進めていくことが重要だと思いますけれども、見解をお伺いします。

議長（北猛俊君） 御答弁願います。

建設水道部長吉田育夫君。

建設水道部長（吉田育夫君） 広瀬議員の質問にお答えさせていただきます。

広瀬議員の言われるとおりだと認識しております。ただ、どのような情報を、どのような量で出すかということについては、引き続き、検討を行っていききたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（北猛俊君） 16番広瀬寛人君。

16番（広瀬寛人君） 続いて、借り上げ住宅、まちなか集積のほうに移りたいと思います。

先ほど、借り上げ住宅、もしくはまちなか集積についての意義は非常に高いものであると認識していて、いま、どういった誘導策がいいか検討中であるという答弁をいただきました。

本年6月の第2回定例会のときにも、私がこのような類いの質問をして、いまは調査中であるということで、定例会が終わった後に、建設部長からこういう具体の調査をしているということで調査資料のデータを見せていただきました。その中で、人口規模あるいはまちの位置として富良野市に有効であると思われるような事例は幾つか選定されて、もう上がってきているのでしょうか。もしくは、それは全くフラットの段階で、集めたデータの中では優先順位がついてない状況なのか、お知らせいただきたいと思います。

議長（北猛俊君） 御答弁願います。

建設水道部長吉田育夫君。

建設水道部長（吉田育夫君） まちなか居住の推進に

つきましては、6月議会でお示したとおり、データ収集についてはある程度終わっておりますけれども、そのまま富良野市にということにはなかなかありません。そういったものを十分検討、そしゃくいたしまして、消化した上でやっております。ただ、現段階においてまだ条例化というところまで行っていませんけれども、できるだけ早い段階でそういった施策ができるように、いま、担当課で条例化も含めて検討しているということで御理解いただきたいと思います。

議長（北猛俊君） 16番広瀬寛人君。

16番（広瀬寛人君） いま、スピード感を持ってそういう制度をつくり上げていきたいということで、心強い答弁をいただきました。

北海道内と言う、11月ですか、留寿都村では、大きなホテルの営業に合わせて大きな社員寮による受け入れが必要だということから、その社員寮の建築に対して、10年間、社宅として使用するという幾つかの諸条件をつけながら、1戸50万円から150万円の範囲で助成することを打ち出して取り組まれています。これは一つの例ですが、やはり、いま、人口減少とともに働き手の争奪戦になっています。そういう意味では、先ほど答弁いただいたように、いま、行政として民間企業の社宅といった支援を検討していて、いつごろ条例化できるというような情報が早目に周知されると、民間企業も設備投資に当たって非常に前向きに検討していく素地ができると思うのです。

そのあたりの官民の連携、つまり、官が全部を建てるわけではなく、民に建ててもらうにしても、そういう制度をつくることによって民が活発に設備投資できると考えますが、そのあたりのお考えをお聞きしたいと思います。

議長（北猛俊君） 御答弁願います。

建設水道部長吉田育夫君。

建設水道部長（吉田育夫君） 広瀬議員の再質問にお答えさせていただきます。

先ほどの市長からの答弁のとおり、民間住宅というか、いま福利厚生面での支援を調査研究中でございます。いま広瀬議員が言われた事例も含めて幅広く検討を行った上で、支援策を立案し、それが実現可能と判断されれば、企業の方々を含めて、市民の方々に早目に周知していくということで御理解いただきたいと思います。

議長（北猛俊君） 16番広瀬寛人君。

16番（広瀬寛人君） 続いて、コミュニティビジネスのほうに移りたいと思います。

先ほど、社会的インパクト投資とかクラウドファンディングについて、いま、調査研究を始めていると御答弁いただきました。

特に、クラウドファンディングについては、寄附型、購入型、融資型、ファンド型という形で金融商品的なも

のではない社会づくり、まちづくりのような形の類型もあります。やはり、この類型をしっかりと勉強して、富良野市で行えるもの、適している仕組みについて、市民に活用いただくような情報提供が必要だと考えます。

そのあたりは、どの分野で、どういうスケジュール感を持って進めていこうと考えられているのか、お知らせください。

議長（北猛俊君） 御答弁願います。

総務部長若杉勝博君。

総務部長（若杉勝博君） 広瀬議員の再質問にお答えをいたします。

コミュニティビジネスということで御質問いただきましたが、今回、国のほうも新たに大きな公共の担い手という中で、ここ15年ぐらいですか、指定管理者制度もそうですし、それから、御質問のソーシャルビジネス、コミュニティビジネス、そして、新たなインパクト投資、クラウドファンディングという社会の流れかと思っています。

これは、いずれにしても、国の限界、地方の限界といったように行政の限界が来ている中で、民間の活力、あるいは、もうけ至上主義ではなくて、社会的企業という言葉もしておりますが、企業にも社会的貢献をしてくださいと、そうしなければ日本の国も危ういというような流れで来ているかと思っております。

今後のスケジュール感ということですけれども、富良野において、一番先は演劇工房だと思っております。先ほど市長から答弁のとおり、まちづくり会社もそうですし、ラジオふらのもそうですし、山部、東山のNPOを含めて、いろいろな分野で取り組まれています。ただ、先ほど広瀬議員もおっしゃったように、公から民の流れの中で、継続性、あるいは、公の下請ではいけないということ、ここが一番の課題として捉えております。

市としては、これまで、ここ10年ぐらいになりましょうか、男女共同という部分では女性をターゲットにしたコミュニティビジネスの講座、教育委員会ではコミュニティビジネスとは何かといった市民講座、それから、経済部でも雇用や企業支援という中でそういったものを扱っております。やはり、キーとなる部分として、コミュニティビジネスとは何かといった啓発、支援に取り組んでまいりたいと思っております。

議長（北猛俊君） 16番広瀬寛人君。

16番（広瀬寛人君） それでは、続いて、企業版ふるさと納税についてお伺いしたいと思います。

先ほど市長の答弁をいただいたように、これは、非常に有効なものではあるけれども、なかなかハードルの高いものであり、内閣府の認定をもらうためには、相当事前から準備をしていかなければならない制度だということに私も認識しております。

そういう中で、先ほどの市長の答弁で触れられていたように、衛生ごみのような非常に先進的な取り組み、そしてまた、いま、日本及びアジアで非常に大きなシェアを持っている企業にアプローチするというのは、私は非常にすばらしい視点だと思います。今回、たまたまその部分については補助金をいただいているから該当にならないということですが、全ての分野においてこういった考え方が必要であります。

先週ですか、原始ヶ原の活用について、たまたま市長もいらっしゃったときに、東川町と連携を結んでいるモンベルの会長がその考え方も含めて御紹介されておりました。やはり、富良野市も、スキーリゾート、山岳リゾートなど観光地といったイメージだとか、ごみのリサイクルのまちだとか、ふるさと納税をする企業にとってもメリットの大きいまちだというふうに認識できると思います。その意味では、やはり、全庁的にいろいろな情報を集めて、企業版ふるさと納税にアプローチできるようなところがないのかと定期的に洗い出しをしていく必要があるというふうに思います。

先ほど、その取り組みは全庁的に行うということでしたけれども、何か具体的なものがありましたらお知らせください。

議長（北猛俊君） 御答弁願います。

総務部長若杉勝博君。

総務部長（若杉勝博君） 広瀬議員のふるさと納税に対する再質問にお答えをいたします。

本市は、先ほど市長から答弁したとおり、おむつの資源化という部分で検討した経過がございます。これは国の補助が見込めるということで断念をしておりますが、いずれにしても、私どもの総合戦略からいきますと、やはり、農業、観光、それから環境という中での事業選択が企業に魅力を感じていただけるものと想定されます。いま現在はおむつ工場にかわるものとしての具体的な想定はございませんけれども、やはりそうした三つが柱になるものと思っています。

また、企業へのPRという部分では、特に人脈が大切だと思っております。ことし6月に、東京ふらの会を構成している企業人6名をお呼びしまして、地元の産業界、経済界からも出席して懇談をしております。そもそもこの総合戦略そのものが産官学金労というように国を挙げて支援する形になっておりますので、そうした富良野の人脈を通じた中で、懇談をきっかけに農業、観光、環境というところでそうしたものが具体化できればというふうに考えております。

以上でございます。

議長（北猛俊君） 16番広瀬寛人君。

16番（広瀬寛人君） 続いて、教育委員会のほうに移りたいと思います。

先ほど、スクールカウンセラーの活用、それから、社会福祉士、いわゆる福祉的な分野の知識を持った方とも連携をとって対応に当たっているという御答弁をいただきました。

昨年度のスクールカウンセラーの実績で、生徒へのカウンセリングが延べ77件、保護者に対する助言や援助が76件と報告書に記載されております。その中で、いわゆる福祉的な相談支援というような事案があったのか、なかったのか。あった場合については、スクールカウンセラーは心理学的なものですので、保健福祉部のほうにつないだようなケースがあったのか、お聞かせいただきたいと思います。

議長（北猛俊君） 御答弁願います。

教育委員会教育部長遠藤和章君。

教育委員会教育部長（遠藤和章君） 広瀬議員の御質問にお答えいたします。

昨年のスクールカウンセラーの相談内容等において、福祉的な相談、あるいは、福祉サイドへつながった相談事項があったのかということかと思っております。

数字的には持ち合わせておりませんが、先ほども答弁していますように、スクールカウンセラーが相談を受ける内容につきましては、一つだけに限ったことではなく、副次的なものがある絡み合って相談されているケースが結構ございます。その中には、児童相談所、家庭児童相談室も含めて、福祉と一体となって対応しなければならないケースも多々ございますので、そういう部分につきましてはそちらのほうと連携を図りながら対応しているところでございます。

以上です。

議長（北猛俊君） 16番広瀬寛人君。

16番（広瀬寛人君） いまの部長の答弁では、適宜、そういったところと連携をとって対応しているということだと思いますし、最初の教育長の答弁でも、ケース・バイ・ケースで保健福祉部とも連携をとっているというお話をいただきました。

一つは、今回の法改正の中で、運営委員会を設置するという趣旨は、この問題というのは、やはり、教育部門と福祉部門が連携して事に当たっていかなければならないような深く深い背景があるという国の認識だと思っております。先ほどひとり親家庭は13%、7.5人に1人という答弁もいただきましたが、子供の貧困は16%、6人に1人と言われる部分も含めて、いま子供が置かれている状況を丁寧に見ながら、その中で困っている部分、うまくいかない部分を支援していく、そして、子供に対する支援なので、教育部門か福祉部門かという縦割りではなく、行政のトータルの力で支援していく必要があるというふうに思います。

そんな中で、先ほどはケース・バイ・ケースで、適宜、

情報交換をしていくということでした。それはそれで問題ないと思いますけれども、私は、それだけではなくて、いま福祉部門ではこんな情報が入っています、教育部門ではこんな情報が入っています、そちらのほうで情報が上がっていませんかというように、そういう定期的な場面づくりも必要かと思いますが、見解をお伺いします。

議長（北猛俊君） 御答弁願います。

教育委員会教育部長遠藤和章君。

教育委員会教育部長（遠藤和章君） 広瀬議員の再質問にお答えいたします。

トータルな支援という部分で、教育と福祉に分けず、また、適宜というよりも定期的に情報交換をされたらどうかというお話でございます。

御指摘のとおり、富良野市においては、いま、定期的な情報交換という場は設定しておりません。ただ、先ほど言いましたように、いろいろなケースもありますし、今後、子供を中心として考えたときに、やはり、福祉サイドから見る目、教育サイドから見る目、あるいは地域から見る目と、いろいろな目がありますので、今後は定期的な情報交換の場を設定していきたいなというふうに考えております。

以上です。

議長（北猛俊君） よろしいですか。

（「了解」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） 以上で、広瀬寛人君の質問は終了いたしました。

ここで、午後2時25分まで休憩いたします。

午後2時15分 休憩

午後2時23分 開議

議長（北猛俊君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩前の議事を続行いたします。

次に、大栗民江君の質問を行います。

1番大栗民江君。

1番（大栗民江君） -登壇-

通告に従い、一般質問します。

1件目は、ごみ行政についてお伺いします。

ごみ分別とリサイクルについてです。

本市では、「分ければ資源、混ぜればごみ」を合い言葉に、地域資源を生かしながら、農業を育て、観光でもてなし、環境を守る農村観光環境都市の形成を目指した地域づくりを進められています。

第5次富良野市総合計画後期基本計画のごみの減量・リサイクルと環境保全の推進施策では、成果指標として、ごみの再資源化処分率は基準値の平成26年の91%から32年には95%、1人1日当たりのごみ排出量は基準値の26

年の881グラムから32年には829グラムとする目標値が示されています。また、平成28年度富良野市環境白書のごみの減量化・リサイクル対策の継続的な推進や、富良野市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略の循環型・低炭素による環境にやさしい社会の形成を図る個別戦略においてもおのおの数値目標を示し、ごみの資源化率や排出量抑制の施策を展開されております。

生活に身近なごみの減量化は、レジ袋削減やマイバック持参、ごみ分別など、市民の努力と御協力をいただいで進めることができます。それには市民のモラルとマナーの向上が前提ではありますが、議会で開催している報告会では、地域に設置している資源回収ステーションなどについても御意見をいただいたところです。ごみの排出は、分別が基本であると思いますが、プラスチックごみの分別区分が変更されたごみ出し導入時から見ると、プラスチックごみ袋への警告シールの貼付は少なくなりましたが、固形燃料ごみなどによるごみ出しが多く見られるようになってきています。不適正な排出で、地域によってはガラス対策に苦慮しているステーションもあり、網目を小さくしたステーションにしてはどうかなどの意見もあつたところです。

そこで、資源回収ステーションの設置補助の概要と設置状況、設置要件の拡大についてお伺いします。

各町内等では、さまざまな工夫や対策を施し、資源回収ステーションを設置されておりますが、生活道路の交差点のコーナーを使っているステーションでは、通勤途上などで地域外の人に捨てていかれたり、マンション入居者の不適切なごみ出しや、その後のごみの片づけ、雪はねなど何らかの問題を抱えているステーションも多くあります。一方、町内会やステーションを利用する利用者で試行錯誤を重ねて町内会独自のルールを制定し、創意工夫のアイデアを出し合い、ステーションを管理している町内会もあります。

そこで、地域に設置されている資源回収ステーション管理における町内会と行政の役割についてお伺いします。

昨年10月には、ごみの分け方・出し方ガイドブックを改訂し、ごみステーションを資源回収ステーションへと名称変更されるなど、家庭から出されるごみを資源として回収する取り組みが図られています。本市では、資源の市民還元を行うリサイクルフェアが開催されております。粗大ごみの排出では市民には福祉的なごみの処理手数料の減免制度を設けられておりますが、制度を知らず、粗大ごみの処分できずにいる方もおられるので、市民の暮らしに身近な情報の提供や、生ごみ、食品ロスの削減、ごみの資源化を図り、地域コミュニティーの形成につなげてくださった地域や団体のよい取り組みの表彰なども環境意識の高揚につながるのではないかと考えます。

そこで、ごみ分別と減量化に対する意識啓発及び資源

回収効果や情報提供について考えをお伺いします。

2件目は、高齢者などの日常生活支援についてお伺いします。

高齢者などのごみ出し困難者への支援についてです。

ごみ処理に関しては、町内会や市民の皆様の協力をいただいで、環境に優しいまちづくりが進められておりますが、市民からは、ごみ出しに行ったときに、ほんの少しの道路の段差だったけれども、転倒して足を骨折してしまったとお話をお聞きすることもあります。これから寒くなり、思うように体が動かなくなったり、雪が積もったり凍った道路をごみ袋を持ちながら歩くのが怖いなど、冬場の早朝のごみ出しは大変な負担を伴う労働になります。核家族化、認知症、独居の高齢者などがふえる中であって、行政側としても何らかの取り組みが必要になってきていると考えます。

各自治体では、ごみ集積所までごみを搬出することが困難なひとり暮らしの高齢者や障がい者を対象に、声かけなどの見守りを兼ねてごみ出し支援事業を行う取り組みも広がりつつあります。本市において、在宅での生活の維持はどのようになっているのでしょうか。ひとり暮らし高齢者の推移と状況についてお伺いします。

冬期五味出しボランティア困難者への取り組みでは、直接支援型や地域コミュニティ支援型など自治体により実施方法は異なり、ふれあい収集、エコサポートなどの名称をつけ、支援事業を展開されている自治体もあります。

千葉市では、家庭ごみをステーションに出すことが困難な高齢者、障がい者などの世帯からのごみ出し支援を行ってくださる町内自治会や老人クラブなどの団体にごみ出し支援事業補助金を交付されており、買い物やごみ出しなどの家事で困っている地域の高齢者を住民ボランティアで支え合う地域づくりに取り組まれています。

新潟市では、高齢者、障がい者などのごみ出しが困難な家庭に対して、自治会、町内会、地域コミュニティ協議会で募った有償ボランティアなどによるごみ出し支援活動を実施されております。新潟市ごみ出し支援事業は、地域コミュニティの醸成を目的とされ、高齢者を地域で支える生活支援の一環として取り組まれています。各地域の実情に見合った形で展開されており、地域コミュニティ協議会と学校が協力して12月から3月までの4カ月間、平成22年度から冬期五味出しボランティアの生活支援活動に取り組まれている地域もあります。

ごみ出しを利用された高齢者からは、学生が我が家を訪問してくださることで我が家に活気が戻ったように感じた、学生の皆さんの力をかりることで、ことしの冬も安心してひとり暮らしができた、頼もしく、うれしかった、日ごろ道路で会った際に挨拶してくれるだけでも爽やかな気持ちになり、元気がもらえるなどの感想や、活

動した生徒からは、ごみ出しをしてごみステーションで地域のお年寄りや仲よくなれてよかった、地域の役に立っていると思えた、家の前でおばあちゃんが待っていて声をかけてくれたことがうれしかった、ごみを出していない日があり、心配したけれども、ごみがあったときには安心した、ボランティアに参加した1年目の最後の日、外で待っていてくれたおばあちゃんからありがとうという手紙をもらったのがうれしくて続けていくことができたなどの感想が寄せられるなど、高齢者を地域で支え合う日常生活支援に取り組まれています。

ごみ出し支援事業の内容や対象者は各自治体によって異なり、調布市では、ふれあい収集として、高齢者や障がい者以外にも、けがや病気で長期療養中の方や、妊娠中のごみ出しに困っている方にごみ出し支援事業を実施されています。また、広島市は、あんしんサポートとして、要支援・要介護認定者や障がい者に加え、出産前や出産後1年以内の方など、大型ごみを家の中から外に出すのが困難な方に住宅内からの搬出を支援する大型ごみ排出支援事業を実施されています。北九州市でも、粗大ごみは家の前に持ち出すことになっていますが、持ち出しが難しい高齢者や障がい者、妊産婦や傷病者などの世帯を対象として、家の中から粗大ごみを搬出する粗大ごみ有料持ち出し事業を行っています。

各自治体では、地域コミュニティの活用やボランティアによる支援など、今後の超高齢社会に向けて市民力、地域力を生かした取り組みを進めております。このような取り組みの積み重ねによって、安心して暮らしやすい環境づくりにつながっていくと考えますが、このような取り組みについて本市の考え方を伺いたします。

以上、1回目の質問といたします。

議長（北猛俊君） 御答弁を願います。

市長能登芳昭君。

市長（能登芳昭君） -登壇-

大栗議員の御質問にお答えいたします。

1件目のごみ行政に関して、ごみ分別とリサイクルについてであります。

資源回収ステーションの設置補助の概要と設置状況、補助要件の拡大について、本市は、平成13年10月からのごみの14種分別収集の開始に伴い、平成14年4月1日より富良野市ごみステーション整備事業補助金交付要綱を施行し、平成28年4月1日からはごみステーションの名称を資源回収ステーションに変更したことから、富良野市資源回収ステーション整備事業補助金交付要綱に改正し、適用しているところであります。

本補助要綱の概要につきましては、補助対象となるものは、家庭ごみ用ステーションの排出容器または飛散防止ネットの購入に要した経費としているところであります。補助金の額につきましては、ごみ排出容器の購入に

要した経費の40%以内で予算の範囲で交付することとしており、補助限度額につきましては1カ所1万6,000円以内といたしているところであります。

資源回収ステーションの設置状況につきましては、平成28年4月1日現在で市内660カ所に設置されており、平成28年度におきましては、ステーション10基に対する整備予算を組み、順次、町内会からの要請により整備を進めているところであります。

また、補助要件につきましては、本要綱では、新設または更新、増設に対して補助金を交付しており、現在のところ要件の拡大については予定しておりません。

次に、資源回収ステーション管理における町内会と行政の役割についてであります。

資源回収ステーションの管理につきましては、従来から町内会に管理をお願いしているところであり、行政といたしましては、ごみの分別排出についての啓発看板設置や、不適正排出ごみに対する分別指導を町内会と連携して行っているところであります。

次に、ごみ分別に対する意識啓発及び資源回収効果や情報提供につきましては、本市は、ごみ分別とリサイクルに対する意識啓発の一環といたしまして、各家庭用にごみの分け方・出し方ガイドブックや富良野市資源回収カレンダーを全戸に配付し、広報紙ではリサイクル掲示板やごみQ&Aにより継続的に周知を行っているところであります。また、富良野市リサイクルセンターにおいては、リサイクルマーケットを月2回、リサイクルフェアを年1回開催し、再生衣料品や再生家具の即売を行い、毎年、多くの市民に会場していただいているところであります。さらに、平成27年度からは、ふるの市民環境会議が主催する環境展において、日ごろから地域で環境美化に取り組む市民や団体ですぐれた活動に対して表彰を行っており、市民の意識啓発に取り組んでいるところであります。

次に、資源回収の効果につきましては、本市のリサイクルは、市民や事業者の協力によるごみ分別に支えられ、リサイクル率は平成27年度の実績で91%を達成しております。また、ごみを燃やさない・埋めないを基本理念にしてごみリサイクルに取り組んできた結果、埋め立て処分量もごみ処理量全体の3%であり、埋め立て処分場の長期利用にも寄与しており、今後とも環境に優しいまちとして取り組んでまいりたい、このように考えているところであります。

情報提供についてであります。本市は、廃棄物の処理及びリサイクル事業概要及び環境白書等で情報公開を行っているほか、イベントの開催、広報紙や富良野市ホームページ等を活用した情報発信をしているところであり、今後におきましても、ごみ分別とリサイクルがより市民の理解と協力が得られるよう、一層、情報提供に取

り組んでまいります。

次に、2件目の高齢者等の日常生活支援に関して、高齢者等々のごみ出し困難者への支援についてであります。

独居高齢者、いわゆる65歳以上の単独世帯は、20年前の平成7年の国勢調査におきましては496世帯、富良野市の全世帯の5.3%でありました。しかし、高齢化の進行に伴い、平成17年の調査結果では870世帯、全世帯の8.7%、さらに、平成27年には1,210世帯、12.2%と大きく増加してきているところであります。

次に、高齢者等へのごみ出し支援の取り組みについてでございます。

国立研究開発法人国立環境研究所資源循環・廃棄物研究センターが平成27年に全国自治体の廃棄物部署を対象に実施した高齢者を対象としたごみ出し支援の取り組みに関するアンケート調査結果報告では、回答のあった1,136の自治体のうち、ごみ出し支援制度があると回答したのは260自治体、22.9%にとどまり、また、支援方法としては、自治体が直接的に高齢者世帯のごみ出しを支援する自治体が92.3%と大半を占め、自治会やNPOなどの地域の支援団体の補助金支給は3.5%にとどまる結果となっております。

本市では、第6期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画において、高齢者が可能な限り住みなれた地域でその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、地域包括ケアシステムの構築に向け、本年度から、生活支援体制整備等事業により社会福祉協議会に生活支援コーディネーターを配置し、連携をしながら地域における高齢者等のニーズと社会資源の把握を行い、地域に合った支援サービスのあり方を検討するため、地域住民や関係機関との協議に向け、準備を始めたところであります。ごみ出し支援などの日常生活支援では、互助による支え合いが肝要であり、日ごろからの友人や近所の住民、ボランティア等の多様な支援が想定されることから、今後、生活支援体制整備等事業を通じて支援のあり方について検討を行ってまいります。

以上であります。

議長（北猛俊君） 再質問ございますか。

1番大栗民江君。

1番（大栗民江君） それでは、1件目のごみ行政についてお伺いいたします。

いま、富良野市においては、本当にごみ削減の中でいろいろな取り組みをされておりますが、家庭から出るごみは生ごみと固形ごみが多いと思っております。その中で、生ごみの減量への取り組みは、みんなでできる小さな取り組みでありまして、特に食品ロスに関しては、いま、国のほうでも削減をうたっております。生ごみの減量化に対する意識啓発を考えると、小さな運動だと思えますけれども、北海道でやっているようなどさんご愛食

食べきり運動とか、3010運動のような取り組みについて、生ごみ削減の観点からお伺いいたします。

議長（北猛俊君） 御答弁願います。

市民生活部長長沢和之君。

市民生活部長（長沢和之君） 大栗議員の再質問にお答えいたします。

特に生ごみの減量化ということでございます。

生ごみにつきましては、昭和60年から分別、堆肥化ということで取り組んでいるところでございます。生ごみの推移につきましては、平成8年度がピークで約3,300トンでございました。平成27年度実績では約2,400トンとなっております。この間、約900トンの減量となっております。その要因としましては、当然、人口が減ってきていること、また、生活スタイルが変わってきている中で総体の量も減ってきております。また、ごみの分別啓発ということで、小さい子供たちからそういった教育がなされたりして、皆さんもごみの分別の仕組みを理解してきていただいております。そうした全体的な啓発運動によって、家庭において排出のときは水をきれいに切っただけとか、一人一人が日常の中で生ごみの減量という意識を持っていただくなど、議員が御指摘のように、皆さんの小さな取り組みが成果となっているというふうに考えております。引き続き、ごみの分別、減量化について、ホームページ等を通じて皆さんに訴えていきたいと思っております。

以上でございます。

議長（北猛俊君） 続いて、質問ございますか。

1 番大栗民江君。

1 番（大栗民江君） 富良野市は、本当に、環境に優しいまちづくりを進めて、環境に関しては先進的な取り組みをされているまちであります。そういった中におきましても、何かアクションを起こすような取り組みと申しますか、例えば、札幌市でございましたら、市職員みずからの率先活動として、平成27年12月より環境局内において2510（ニコッと）スマイル宴という取り組みを行い、28年度からは全庁的に実践されています。消費者庁でも3010運動を展開し、塩尻市など内地のほうでも取り組まれておりますが、宴会開始後25分間と終わる前の10分間は自分の席でこっとして食事を楽しみましょうということで、こちらは、市職員による率先運動として、今後、忘年会、新年会が催される年末年始は特に御協力していきましょとされております。そして、御家庭の主婦の方々には、もったいない運動と申しますか、日曜日には冷蔵庫を片づけ、生ごみをしっかり分別して黄色いごみに入らないようにしていただくなど、本当に小さな取り組みでありますけれども、こういうようなまちを挙げての取り組みが環境に優しい社会につながるのではないかと申しますが、御見解をお伺いいたします。

議長（北猛俊君） 御答弁願います。

市民生活部長長沢和之君。

市民生活部長（長沢和之君） 大栗議員の再質問にお答えします。

いまのお話は、食べ物の無駄を出さない、残さないということで、直接的にそういう啓発をされているところがあるというお話でございます。

私どもは、現在、そこまでは考えておりませんが、全体としてごみを出さない、無駄を出さないという意識啓発を進めながら取り組んでいきたいと思っております。

以上でございます。

議長（北猛俊君） 補足答弁願います。

市長能登芳昭君。

市長（能登芳昭君） 大栗議員の再質問に部長から答弁させていただきましたが、私からも、補足的に二、三説明させていただきます。

現在、本市の生ごみの状況ですが、どういう意味で生ごみを収集しているかといいますと、農業の堆肥化に向けてやっているのです。土づくりのためにやっているのです。それぞれのまちのやり方はいろいろありますけれども、本市は、基幹産業が農業ですから、農業で土づくりをしておいしい野菜をつくってもらう、こういう循環の中でやっておりますので、その点は大栗議員におきましても御理解を賜りたい、このように思うところであります。

以上であります。

議長（北猛俊君） 続いて、質問ございますか。

1 番大栗民江君。

1 番（大栗民江君） 市長から、補足で本市独自の考え方について答弁をいただきました。

食べ残しの問題や生ごみの活用に関しましては、ごみ削減、食育など全てに絡んでいくと思いますが、今回はごみの減量化の中でお答えをいただきました。

続きまして、高齢者などごみの排出困難者への取り組みでございますが、答弁では、支援のあり方について検討していくという御答弁をいただきました。

ごみ出しアンケートの答弁もございましたが、何らかのごみ出し支援が必要であるという大多数の自治体からの回答があり、すごく高い割合で必要性を認めているというアンケート結果であります。富良野市におきましても、平成27年度から29年度まで第6期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を作成する際の介護サービス事業者への調査において、ボランティアに任せられると思う業務は何ですかという問いに、利用者の話し相手、レクリエーションのお手伝い、楽器の演奏、そしてごみ出し、安否確認というアンケート結果が示されております。

富良野市は、独居世帯だけでも1,210世帯ということですから、ここに高齢者のみの世帯、障がい者の世帯が加

わると大変な世帯になっていくと思います。そういう中で、市民のニーズをしっかりとつかんで対応していただきたいと思いますが、これからの富良野市における日常生活支援のあり方についてお伺いいたします。

議長（北猛俊君） 御答弁願います。

保健福祉部長鎌田忠男君。

保健福祉部長（鎌田忠男君） 大栗議員の再質問にお答えいたします。

ごみ出し困難者への支援につきましては、先ほど市長からも答弁いたしましたとおり、公助として支援することが非常に多くの自治体で行われているようでありますが、アンケート調査の中では2割程度という状況であります。

本市としての考え方でございますが、介護保険制度の訪問介護の中ではごみ出し等についても支援できるような形になっております。ただ、ごみを出す時間帯とか曜日ですべて完璧にできている状況ではございません。そのような中で、2025年に向けた地域包括ケアシステムの構築を進めているというのは、いわゆる地域での共助による助け合いの中で日常生活支援の体制をどうつくっていくかということでもあります。先ほどの答弁にありましたとおり、今回、生活支援体制整備事業の中で社協に生活支援コーディネーターを配置させていただきました。市としても、ごみ出しだけでなく、見守り等のさまざまな高齢者のニーズがあるかと思いますが、そちらと連携しながら、まずはそうしたニーズを把握していくこと、あわせて、どなたが支えられるのか、ボランティアなのか、事業所なのか、先ほどの例示にありました学生にやってもらうことになるのか、そうしたことについて共通の認識がないと制度的にもなかなかできませんので、これから研究して進めていきたいと考えております。平成29年度には第7期を策定しますが、そこで明確にこういう形というところまで行ければいいですけれども、いまは長期の視点に立って地域のコミュニティーを含めた支援体制を構築していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

議長（北猛俊君） 続いて、質問ございますか。

1番大栗民江君。

1番（大栗民江君） 了解いたしました。

いま、富良野市では、例えば粗大ごみは玄関の外まで運び出すようになっていきます。ただ、自分もそうですが、家族構成や老後などを考えると、家の中を片づけたい、ごみを捨ててきちんとしたいと思っても、粗大ごみを玄関まで運ぶのは困難だという方々もいらっしゃる。そういう高齢者に対しては、ふだんの家庭ごみの施策とあわせて、粗大ごみを家の中から排出していけるような取り組みも部局をまたいで考えていくべきではないかと思いますが、そのことについて御見解をお伺いいたしま

す。

議長（北猛俊君） 御答弁願います。

保健福祉部長鎌田忠男君。

保健福祉部長（鎌田忠男君） 大栗議員の再々質問にお答えいたします。

高齢者の支援につきましては、やはり、ニーズ等がどんな状況なのかということも含めて確認しながら進めたいと考えております。粗大ごみについても、それを移動するときにぶつけて家が壊れたとか、いろいろな課題もありますので、専門家にやってもらうのかどうかという部分も含めて、ニーズがどうなっているかを的確に把握した上で対応を考えたいと思っております。

以上でございます。

議長（北猛俊君） よろしいですか。

（「了解」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） 以上で、大栗民江君の質問は終了いたしました。

次に、宇治則幸君の質問を行います。

2番宇治則幸君。

2番（宇治則幸君） -登壇-

通告に従い、順次、質問させていただきます。

まず、教育施策の充実、義務教育における保護者負担軽減についてお伺いします。

少子化による人口減少が全国的に、また富良野市においても深刻な問題となっている現在、富良野市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略において、乳幼児医療給付事業の拡大、第3子以降多子世帯就学助成事業など、就学前の子育て世帯に対する支援の充実が図られていることは、地域全体で子育て支援を行おうという思いを強く感じるところです。

さて、就学前の子育て支援対策を充実させているところではありますが、子供たちは、小学校入学から中学校卒業までの9年間の義務教育へと進みます。その後、高等学校での教育を経て、大学などのさらなる学びの道へ進む者、職を得て地域社会に貢献していく者など、それぞれの人生に応じた道を進んでいきます。

地方の景気回復が足踏み状態の中、富良野市においても、世帯収入が低迷している家庭においては、義務教育を含めた教育を子供に受けさせるために必要となる教育費は、保護者の生活費全体に占める負担割合の中でも大きくなりつつあり、家庭の経済格差によって教育格差が生まれている状況があると思われます。また、教育費の負担が大きくなるほど子育てを諦めざるを得ない、そのような家庭がふえることも懸念され、少子化の一つの要因になっているとも考えられます。

義務教育では、授業料の無償化や教科書の無償給与を実施しています。また、就学援助制度により、所得の低い世帯に対し、学用品や給食費などの必要な経費の支給

が行われています。しかし、一定の負担軽減は図られているものの、就学援助費の支給額以上の金額を学校に支払っているとの声を保護者や教育関係者から聞いているところです。さらに、就学援助制度の対象から外れた所得限度額ラインぎりぎりの世帯では、学校でかかる経費の支払いに苦労しているとの声も聞こえてきます。

経済格差や、それに伴う教育格差が拡大していると思われる中で、教育の機会均等を図ると同時に、就学前の子ども・子育て支援から引き続き義務教育段階における支援として、またあわせて、子育て世代を富良野市に呼び込む手段として、学校で集めているお金、いわゆる保護者負担の軽減を図ること、それが富良野市の教育の向上や第5次富良野市総合計画で目標とする心豊かでたくましい子どもたちを育む教育の推進の実現に向けて必要であると考えますが、就学援助費の拡大を含め、見解を伺います。

次に、学校図書の充実について伺います。

学校図書は、読書活動の推進や、調べ学習、新聞を利用した学習など、各教科等のさまざまな授業で活用されているとともに、児童生徒の想像力を養い、豊かな心や人間性、知識、教養はもとより、創造力等を育む貴重な場となっています。これらのことから、学校図書館の充実は不可欠であり、そのため、平成24年度から28年度までの5年間、第4次学校図書館図書整備5か年計画により、地方交付税による財源措置がなされて、学校図書館図書標準の達成を目指すこと、また、人材配置の予算措置もされていると聞きますが、市の配当予算額で十分に学校図書の蔵書を更新されているか、伺います。

また、学校図書館機能を十分に発揮させるために、以前の総務文教委員会の図書館についての調査の中でも、学校図書館へのサポート体制を構築するため、司書及び職員の充実が必要であるとの報告がありました。市内の小学校には、図書室の環境美化や、読み聞かせで市民ボランティアの団体が来校し、多くの成果を上げられているとお聞きしています。一方で、各学校における学校図書館の環境や読書推進の取り組みには差異があり、図書の購入や蔵書の管理は担当となった司書教諭が行うこととなっていますが、学校図書館の業務以外にも多くの仕事を抱えて多忙であることから、司書教諭へのサポートも必要であると考えます。

学校図書館の充実を図るため、本の貸し出しのお手伝いをしたり、学習のための資料を準備したりする学校司書の配置を検討してはどうか、伺います。

大きな2点目は、学校施設の維持管理、トイレの洋式化への取り組みについて伺います。

上下水道の整備が一層進み、生活環境の変化は著しく、ほとんどの家庭のトイレが水洗化し、そして、多くの家庭で洋式化が進んでいる状況があります。そういった家

庭環境があることから、特に小学校では3K、すなわち臭い、汚い、暗いや、和式便器が嫌だからなどの理由で学校のトイレに行けない症候群という子供がまだ少なからずいると言われております。

そのような中で、市内の小・中学校の校舎については、東小学校以外、一部の屋外体育館などを除き一定の年数が経過していることから、屋上、屋根の整備や夏の空調の対応など、施設・設備の改修、修繕等が計画的に進められ、学校トイレについても、全て洋式トイレが設置されている東小学校を除き、児童生徒用トイレを中心として計画的に洋式化が進められていると聞いています。

そうした中、本年は、台風10号による8月30日未明からの山部中学校への避難所開設、そして、約400名の避難者収容は、実質的な被害がなかったものの、これまで体験したことのないような避難所となりました。乳幼児から高齢者までが避難したというこうした貴重な体験をもとに、これまで以上に洋式トイレへの改修や、温水洗浄機能つきトイレへの改修、多目的トイレの設置等、今後、避難所としての学校施設のあり方も考えていかなければならないと思われま

す。家庭や保育所、幼稚園のトイレの大半は洋式になっており、避難所としての機能など、社会的ニーズを考慮すれば学校のトイレの洋式化を進めるべきと考えますが、見解をお伺いします。

以上、1回目の質問とさせていただきます。

議長（北猛俊君） 御答弁願います。

教育委員会教育長近内栄一君。

教育委員会教育長（近内栄一君） -登壇-

宇治議員の御質問にお答えいたします。

1件目の教育施策の充実についての1点目、義務教育における保護者負担の軽減についてであります。

全ての児童生徒に対し、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律により、教科書を無償で給与しております。また、経済的理由によって就学困難と認められる児童生徒の世帯に対しては、学校教育法に基づき、就学援助制度を実施しており、平成28年度の就学援助制度対象児童生徒の割合は、11月末現在、要保護、準要保護で小・中学校を合わせて20.95%となっております。準要保護世帯の認定基準は、実施する市町村で定めることとなっており、本市では生活保護基準額の1.3倍以下としており、道内他市の状況と比べて同等の水準であります。

なお、就学援助費の支給対象品目については、昨年度までの学用品費、校外活動費、体育実技用具購入費、新入学学用品費、修学旅行費、給食費の支給に加え、本年度からは新たにクラブ活動費、生徒会費、PTA会費を加え、準要保護世帯の負担軽減を図ってきたところであります。

さらに、一部の小学校で、保護者の負担により実施していた標準学力検査を、本年度からは、学力向上と保護者の負担軽減を目的に、市費により全ての小学校で実施したところです。

現在、義務教育において、保護者に負担していただいているもののうち、学校給食費と修学旅行費や卒業アルバム費の費用が大きく占めていると認識しております。学校給食につきましては、学校給食法に基づき、給食施設の設備や運営に係る経費については設置者である富良野広域連合が負担をし、給食の賄い材料等に係る費用を保護者負担としています。また、修学旅行、卒業アルバムなどについては子供たちの財産となり、最終的には本人に帰属するものでありますので、保護者負担としていくところです。

これらの費用について、全ての児童生徒に対して一律に市費で負担することは現時点では考えておりませんが、今後とも、個々の世帯の収入状況に応じ、就学援助制度の活用を周知してまいります。

次に、2点目の学校図書 の充実についてであります。

学校図書館は、義務教育の目標として、読書に親しませることとあわせ、基礎的な知識及び技能の習得、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力などの育成、主体的に学習に取り組む態度の養成、読書を通じた豊かな心の育成とともに、確かな学力の育成の基盤となる重要な役割を有しており、児童生徒の生きる力の育成に資するものであり、さらには、生涯にわたる学力の基盤形成につながるものであると認識しています。

文部科学省では、平成28年度までに、学校図書館図書標準の標準冊数を整備することを目標に、第4次学校図書館図書整備5か年計画を平成24年度に策定し、計画的な学校図書館の図書整備などに地方交付税措置を行ってきたところであります。文部科学省が学校の学級数に応じた学校図書館に整備すべき蔵書の基準として定めている学校図書館図書標準では、本市における全小・中学校の標準冊数の合計では8万3,320冊となっており、各学校で蔵書の達成率は異なっておりますが、各学校の達成率の平均では74.9%となっております。達成率100%とはなっていませんが、補完するために市立図書館と連動したブックトラック事業や、団体貸し出しの利用促進、道立図書館の学校図書館支援事業などを各学校で実施し、子供たちがより多くの本と出会える機会を創出してきたところであります。

学校図書館の充実につきましては、蔵書内容を十分見きわめ、整備していくことが重要と考えておりますので、今後も、市立図書館とも連携を図りながら、読書推進及び児童生徒の理解をより豊かにするための調べ学習など、授業での活用にも生かせるよう努めてまいりたいと考えて

ております。

また、学校司書の配置につきましては、現在、12学級以上の学校については、学校管理規則に基づき、司書教諭の発令をして配置しておりますが、他の学校においても司書教諭の有資格者が多数配属されておりますし、読み聞かせなどでの学校支援ボランティアの方々も多く登録されていますので、既存の人的資源も活用しながら学校図書館の充実に努めてまいりたいと考えております。

2点目の学校施設の維持管理に関して、トイレの洋式化への取り組みについてであります。

現在、市内13校の全ての学校で洋式トイレが整備されていない学校はありませんが、便器の洋式化率では約6割となっております。その内訳は、児童生徒用では58.4%、職員用では34.4%、体育館では77.6%となっております。これまでも、生活様式の変化に伴い、和式トイレを使用することができない児童生徒が多くなってきているため、児童生徒用トイレの洋式化を優先して整備してきたところであり、あわせて、災害時の避難所として多くの方が利用する施設という機能も有しておりますので、とりわけ体育館のトイレについては、改築時に洋式便器や多目的トイレの設置、オストメイト用トイレの整備を進めてきたところであります。

近年、運動会、学芸会、学校祭などの学校行事で多くの市民が日常的に学校とかかわる機会が多くなってきており、さらに、災害時の避難には多くの高齢者が学校を利用されることが十分想定されますので、今後、大人が利用することができるトイレについても洋式化に向けて計画的整備を推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（北猛俊君） 再質問ございますか。

2番宇治則幸君。

2番（宇治則幸君） まず、教育施策の充実について再質問させていただきます。

北海道のある教育関係団体の調査によりますと、道内の保護者負担の実態は、全道平均では小学校6年間で34万3,000円、中学校3年間で29万3,000円となっているという調査がございます。市内では、小学校6年間で約40万円前後、同じく中学校3年間で37万円前後の保護者負担が発生しているという調査もございます。これは子供1人分ですから、2人、3人となると2倍、3倍となって大きな負担となってくると思っております。

また、こういう保護者負担というのは、私も教育長も同じかと思いますが、学校に届けるお金かと思っておりますので、このほかに、少年団や部活動にかかる経費、あるいは、家庭で独自に教育費をかけることが想像されますし、それが相当な負担になっていることは誰も想像できることだと思います。

こういう現状を踏まえて、全道平均よりも多いのでは

ないかと思われる保護者負担の軽減、解消のために、各学校に配当する教育振興費の増額、あるいは、いま言われた給食費や、授業で使うテスト、ドリル等の副教材費等の公費負担の拡大について、再度、お考えを伺いたいと思います。

議長（北猛俊君） 御答弁願います。

教育委員会教育長近内栄一君。

教育委員会教育長（近内栄一君） 宇治議員の再質問にお答えいたします。

まず、教育施策全般を組み立てていくためには、目的、対象というものを明らかにして、その目的実現に向けて最適の効果的な方法を考えていく必要があると思います。

そういった中で、今回は、まず就学支援を中心に御質問をいただいたと思っております。就学支援というのは、宇治議員も質問の中でお話しされているように、経済的理由によって就学困難と認められる児童生徒に対する支援制度であり、支援をすることによって就学可能な状況づくりをする、これが最大の目的であります。したがって、御質問の中でもございました全ての児童生徒を対象とするような形になると、制度趣旨から外れるのではないかというふうに考えております。

そういうことから、就学支援の関係については、現在のところ、他市と同様の対象、そして考え方の中で、対象項目経費についてはことしも新たに充実させていただいたところですので、そういったことで御理解いただきたいと思っております。

また、それ以外の部分ですが、保護者負担により実施してきた標準学力検査等についても、随時、状況を確認しながら、全体的として取り組むべきものとして調査研究をしております。いずれにいたしましても、子供たちの財産として最終的に本人に帰属するようなものについては、基本的に保護者負担という考えで今後も進めてまいりたいと考えておりますので、御理解をよろしくお願いいたします。

以上でございます。

議長（北猛俊君） 続いて、質問ございますか。

2番宇治則幸君。

2番（宇治則幸君） 次に、2点目の学校図書の実態について再質問させていただきます。

文部科学省からの資料、あるいは、道の学校教育局義務教育課教育環境支援担当課長等からの通知等によりますと、富良野市の学校図書館図書標準の達成率については、先ほど教育長から報告もありましたけれども、私の調べでは、小学校9校は、達成率が25%未満が1校、25%から50%が3校、50%から75%が1校、75%から100%が2校、達成率100%以上が2校、また、中学校6校では、25%未満はないですが、25%から50%が5校、50%から75%はなく、75%から100%が1校、達成率100%以上は

なしとなっております。ですから、平均をとれば8割近かったのかもしれませんが、見方によりましては学校によってかなりばらつきがあるのではないかなと思っております。

また、それについては、教育長から、市立図書館等の活用で回していると答弁がございましたけれども、私は、学校図書館標準の達成状況からすれば決して満足できる内容まで行っていないのではないかなと思っております。また、図書の充実に関しては、保護者あるいはPTAと申しましょうか、そういうところでも負担されているというお話も聞いておりますので、学校図書館の蔵書整備は前向きに検討していただきたいと思っております。

あわせて、学校司書の配置の件です。

先ほど申しました国の計画の中では、蔵書分と人件費分も含まれていると解釈しております。確かに、市内の学校については、そういう基準の中でどうしても置かなければならない状況にはなっていないかもしれませんが、しかし、他市の例では、学校司書を置いているところは図書館の利用がとて多という報告があると聞いております。先ほど言われたとおり、ボランティア等に読み聞かせ等の協力いただいていることを含めて、児童生徒が安心して本に親しめる学校図書館とするためにも、早急にモデル校を指定して学校司書の配置を前向きに検討していただきたいのですが、いかがでしょうか。

議長（北猛俊君） 御答弁願います。

教育委員会教育長近内栄一君。

教育委員会教育長（近内栄一君） 宇治議員の再々質問にお答えいたします。

まず最初に、学校図書館の図書整備でございます。

実は、私は、平成19年度から23年度まで図書館に勤務しておりました。その間、全ての学校図書館の蔵書内容を点検、調査いたしました。一番大切なのは、蔵書の冊数ではなくて、どのような内容の本なのか。要するに、子供たちが学校の授業で使える本、それから、さまざまな興味・関心を持ってみずから読める本、読書推進に資する本、それがどれだけあるのかということでございます。

そういった中で分析した結果としては、必ずしも本が多いから子供たちの役に立つ、読書推進につながるわけではないということがわかりました。そこで、図書館と学校がしっかり連携する中で、各学校のニーズを把握しながら子供たちに必要な本をしっかりと提供する、そういったことを進めてきておまして、団体貸し出し、あるいは、ブックトラックといった図書循環事業で年間約1万冊の本を各小・中学校に提供したり、あるいは、調べ学習、授業に役立つ本を道立図書館から大量に借り受けて学校サポートということで提供している状況もございます。

それから、もう一つは、学校司書の配置でございます。

これについては、議員がおっしゃるとおり、確かな学力、そして、豊かな心を育む読書推進といったことを進めておりますけれども、学校司書については、法律上は努力義務となっております。努力義務とはどういうことかということ、他の方法によって対応できるのであれば、必ずしも配置する必要はないということでございます。さらに、学校司書に求められる資質、能力について文部科学省はどのように述べているかということ、学校図書館における適切な図書資料の選択、整理、分類、授業など学習活動に必要な図書の選書、調達、そして、発達段階に応じた読書指導などとして、それらの必要な資質を持った者を学校司書と言っておまして、これには、通常の図書館司書、それから、司書教諭といった資格が求められると言われております。

市内においては、布部小学校は1名ですが、それ以外は全ての小・中学校に複数名が配置され、小・中学校全体で57名の学校司書教諭がおりまして、学校司書としての資質、能力があるという状況になっておりますので、そうした司書教諭の活用、あわせて、市立図書館にも司書資格者で、しかも経験豊富な職員もいますから、しっかりと連携を図ってまいりたいと思っております。また、学校支援ボランティアの方々、学校支援地域本部事業の登録では現在も90名以上いらっしゃいます。そして、いま、各学校において、読み聞かせだけではなく、学校図書館の整理といったものもやっていただいております。あわせて、道立図書館からの支援ということで巡回指導も受け入れて、総合的に効果が上がる手法で取り組んでおります。

その結果といたしまして、ことしの全国学力・学習状況調査において、読書が好き、あるいは、どちらかといえば読書が好きといった子供たちは、小学校も中学校も全国平均以上でございます。それから、学校の一斉読書の取り組みも小・中学校で100%行っている状況であります。こうした結果を踏まえて考えたときに、やはり、当面は本市ならではの方法で考えていながら人材の確保等にも努めていきたい、そのように考えています。

以上でございます。

議長（北猛俊君） 続けて、質問ございますか。

2番宇治則幸君。

2番（宇治則幸君） 学校司書の話で私が最初に質問した内容は、先生方が資格を持っている中でやっていたくには余りも負担が多いのではないかとということも一つ申し上げました。そして、ボランティアも、環境の美化とか読み聞かせをやっていただいています。ですから、そこにもう一枚、専門的な知識を持たれた独立した学校司書がいて、その方には複数の学校を見てもらうようにする。1校1人までは望みません。いろいろな学校を回

ってもらって、その中で市立図書館との連携も図っていくようにするには、やはり、そういう専門の職員を置くことがいいのではないかと思いますので、ぜひともモデル校を指定してモデル事業として取り組んでいただきたいのですが、再度、お伺いします。

議長（北猛俊君） 御答弁願います。

教育委員会教育長近内栄一君。

教育委員会教育長（近内栄一君） 宇治議員の再々質問にお答えさせていただきます。

学校司書の確保ということでございますが、正直な話、学校司書に求められる能力、資質といったものを持った有資格者というのは、現状では探してもなかなか確保が難しい状況もあります。そういった中で、現在いる学校司書教諭、それから図書館の司書、そして、ボランティアが長年の活動の中で培われたノウハウの蓄積で対応していくことが一つだと思います。

もう一点は、子供たちの読書推進にとって一番大切なのは身近な存在であります。ですから、巡回するといったことも考えられないわけではありませんが、やはり、身近な先生、そして、学校支援ボランティアの中心となっている保護者、お母さん方が一生懸命やっていくような支援の枠組みで今後も研究してまいりたい、そのように考えております。

以上でございます。

議長（北猛俊君） 続いて、質問ございますか。

2番宇治則幸君。

2番（宇治則幸君） いまの件につきましては、私も続けて勉強させていただきたいと思っております。

3点目に申し上げた学校施設の維持管理の中で、トイレの洋式化の取り組みについて再質問させていただきます。

この件につきましては、私が通告した後、たしか12月4日付の北海道新聞でも学校のトイレということで特集が組まれたところです。いま、児童生徒数については、減少してはいいけませんけれども、実態としては減少しております。そういう中で、本当に学校トイレの現状が十分であるのか、あるいは、不十分であるのか。これは数の面にもなりますが、そういうことについては、多分、今後いろいろな検証が必要になると思います。

先ほど質問で申し上げたとおり、今回は避難所という使い方も起きたわけですから、そういう面では、教育長が言われたような体育館のトイレだけで十分な対応ができるかどうか。また、そういうところには、小さなお子様からお年寄りや障がい者、もしくは、車椅子を利用する方も前提として、多目的トイレの充実も必要だと思っております。

さらに、教職員用のトイレでは、いま、学校の先生は4割が女性と認識しております。あるいは、学校が地域

のコミュニティ施設の中心という位置づけは、これからどんどん大きくなっていくのではないかと考えておりますが、児童生徒との交流等で地域の高齢者の方々も学校を使われていて、特に小学校においてはそれぞれの地域で老人会などの交流を実施することが多いと思われましても、そういうときには和式では非常に不便だという声も聞いております。

そんな中で、多分、保護者からの要望、あるいは、お年寄りを含めた地域からの要望もあり、あるいは、当然、学校の先生方の考えもございましょう。私は、予算の関係もあるでしょうから、全てを洋式化しなくてもいいと思っています。また、道新の記事にもあったように、日本にはこういうトイレがあったのだぞということを残していただいても構わないと思いますが、児童生徒用のトイレ、あるいは、避難所として利用される体育館のトイレ等については一層の充実が必要と考えているところでございますけれども、改めて見解をお伺いいたします。

議長（北猛俊君） 御答弁願います。

教育委員会教育長近内栄一君。

教育委員会教育長（近内栄一君） 宇治議員の再々質問にお答えさせていただきます。

学校におけるトイレの洋式化についての考え方でございます。

先ほども答弁させていただきましたが、これまでは子供たちを中心に整備をしてきましたが、これからは学校が地域と連携を図っているいろいろな機能を果たしていく必要があるという中で、大人用のトイレの整備ということでございます。いま、考えている内容といたしましては、教職員用のトイレについて、これは大人用のトイレですので、男性も女性も偏りない形の中で重点的整備をしていく考え方であります。議員がおっしゃるとおり、100%というふうなことにはならないと思っておりますけれども、ただ、ニーズに合わせた形で、地域の状況も踏まえながら必要な整備をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

議長（北猛俊君） よろしいですか。

（「了解」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） 以上で、宇治則幸君の質問は終了いたしました。

散 会 宣 告

議長（北猛俊君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

明13日の議事日程は、お手元に御配付のとおり、本間敏行君、萩原弘之君の一般質問を行います。

本日は、これをもって散会いたします。

お疲れさまでした。

上記会議の記録に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 28 年 12 月 12 日

議 長 北 猛 俊

署名議員 日 里 雅 至

署名議員 水 間 健 太